

# 令和2年 第11回 安芸太田町議会定例会会議録

令和2年12月8日

招集年月日	令和 2 年 12 月 4 日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和2年12月4日午前11時35分			議 長	富 永 豊
	閉 会	令和2年 月 日午後 時 分			議 長	富 永 豊
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	大 江 厚 子	○	7	佐々木 道則	○
	2	田 島 清	○	8	角 田 伸 一	○
	3	平 岡 昭 洋	○	9	佐々木美知夫	○
	4	矢 立 孝 彦	○	10	吉 見 茂	○
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	△
	6	津 田 宏	○	12	富 永 豊	○
会議録署名議員	10 番	吉 見 茂		11 番	中 本 正 廣	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	小 田 和 子	
地方自治法第 121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	—	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		商工観光課長	片 山 豊 和	
	総務課主幹	三 井 剛		税 務 課 長	沖 野 貴 宣	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	栗 栖 香 織		住民生活課長	上 手 佳 也	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	児 玉 斉		児童育成課長	園 田 哲 也	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	梅 田 幹 二		衛生対策室長	田 中 博 敏	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		学校教育課長	児 玉 裕 子	
	企 画 課 主 幹	武 藤 克 巳		生涯学習課長	金 升 龍 也	
	地 域 づ くり 課 長	瀬 川 善 博		福 祉 課 長 兼 健康づくり課長	伊 賀 真 一	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		安芸太田病院 事務長	菅 田 裕 二	
	産 業 振 興 課 長	栗 栖 浩 司		—	—	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和2年12月8日

	一般質問
--	------

令和2年第11回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

令和2年12月8日

日程	議案等番号	件 名
第1		一般質問

令和2年第11回定例会  
(令和2年12月8日)  
(開会 午前10時00分)

○富永豊議長

おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

日程第1. 一般質問

○富永豊議長

日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き、一般質問を続けます。通告にしたがって、順次発言を許します。5番、末田健治議員。

○末田健治議員

おはようございます。5番末田健治でございます。師走に入りまして、朝晩非常にあの寒さがこたえる時期となりました。しかしあの降雪を期待している本町では、予報では来週あたり雪マークということも出ておりましたけども、心配な今日この頃でございます。日頃は町長を先頭に職員の皆様には町民の安全安心のために、そして新型コロナウイルス対策をはじめ町政推進にご尽力をされておまして、敬意を申し上げますところでございます。今年の紅葉時期にはほとんど降雨はなく、多くの入込客で賑わいました。特にあの11月の8日前後にはですね、この数年では最高の賑わいであったというふうに記憶しております。地域商社のマスコミ対策も効果的であったと思っております。新型コロナウイルスも広島県内では感染者が拡大をしており、心配なところですが、町としては様々効果的取り組みを進められております。今後の心配事は、コロナ感染を心配し、様々な行事がほとんど中止という状況が続いております。地域力が低下をしないかと心配をすることでございます。話題を川に向けますと、今年も鮎漁は不作でございました。落ち鮎漁も極めて悪かったというふうに聞いております。中国新聞では、この度太田川の営みについて取材をされるというふうに聞いております。自然が売りの本町にとって注目が集まれば効果も期待できます。木や葦が茂った河川内状況の改善につながる動きになることを期待しております。もう一つ神楽の話題について触れますと、私事ではありますが、年明け1月11日廿日市市で平和の舞・神楽の学校が開催され出演の予定をしております。広島音楽大学の伴谷先生が中心になり、前後5回の開催予定でございます。通常の発表会とは異なり、レクチャーでは大学あるいは学者の方による演目の詳細の解説があり、神楽団員でも初めて知ったというような内容の解説もでございます。また、ワークショップでは団員による奏楽についての知識、舞い方の指導など、神楽への興味が湧く新しい神楽ファンの獲得につながる取り組みでございます。今後の神楽振興のありように触れるきっかけとなると思いますので、紹介をいたしました。私は、通告しました二題について質問をさせていただきます。最初に現在試行中のタクシー助成制度についての質問です。安芸太田町の人口は、11月末現在6,050人、高齢化率50.86%に達しております。後期高齢化率は現在で30.8%、県平均で14.9%という状況でございます。この数値は、本町では高齢者が自宅で住み続けるために最も必要と言いますか、困っているのが買い物、通院の困難者が多いという事を示していると思います。これまで交通対策については、制度の充実のため様々な取り組みをされ、町内代替バス運行、予約による定額運賃で利用できるあなたく運行など、工夫をされてきました。どの制度も一長一短があり、利用者の方から、改善を求める声が寄せられていることは承知の事と思います。さてその中で、10月より町内移動について、実証実験として定額タクシー助成が開始されました。私も利用者の声を聞いてみました。一様に言われるのは、帰宅中買い物等の用事で10分程度であれば立ち寄りができるようになり、従来の制度とは数段に利用しやすく、有難いという声が圧倒的に多く、感謝の声を聞きます。そこで次の4点についてお伺いをいたします。まず1点目、試行中の利用者数や回数、利用総額について答弁ください。2つ目、一人当たりの平均利用額についてはどのような数字が出ておりましたか。また3つ目、課題はどのようなことがございましたか。最後4つ目なんですが、利用者の声について、どのように把握されておりますか。ご答弁をお願いします。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。タクシーの助成、定額助成の、定額タクシーの件でご質問いただきました。あのあらためてこの10月から、一応コロナ対策ということで始めさせていただいております。タクシー稼働を増やすことによってですね、三密を気にされる方の移動の手段を確保させていただく。さらにはまあ、特に町内での移動ということでさせていただいておるという意味では、合わせて町内の事業者の支援にもつながっているのではないかなという思いで進めさせていただいております。現在はこの定額タクシーの利用状況のデータを集積、あるいは分析して、今後の交通政策にも当然活用したいということで始めさせていただきました。利用実態について、あるいは見えてきている課題等々についてもまたあらためて、担当課の方からお話をさせていただければと思うんですが、私自身も特に利用者の声ということについては、えー興味があるとか大変あの関心を持ってお聞きしているところでございます。ご紹介を少しいただきましたけれどもあらためて、私の方でもですね、「非常に便利で時間を気にせず出かけることができる。」という話ですとか、あるいは「これまで行くことのできない場所へ行くことが出来た。」これあの、井仁のイニミニマニモという店ですね。町内の方、あるいは知っておられたけれども行く手段が無かった。ということで、こういう定額タクシーによって行くことができたというお声もいただいております。またあの「乗り合わせて、サロンの相互交流の移動に利用した。」とかいうこと。まあまあそういった意味では、「今後も引き続きこの定額タクシーを継続してもらいたい。」というある意味好意的なお言葉をいただいている反面、タクシーを利用することによってかえってまあ、特にまあ広電バスなどの撤退につながるのではないかという意味で、公共交通全体についてですね、あらためて考えるべきではないかというご意見もいただいておりますし、またあの利用面で言うと、やはりあの町外への病院の通院ですとか、あるいは買い物なんかにも使えるように制度を拡充して欲しいといったような声もいただいております。えーあらためて先ほども申し上げました今回の定額タクシーというのは、コロナへの対応ということもありまして、予算的な制約も当然ございますし、またあの町内の、移動範囲を町内に限定しているということもありましてですね、あくまでも一時的な措置ということで取り組みをさせていただいております。こういった意味でも今の制度進めておりますけれども、あらためてまあ、そういった今のご意見に対する対応として今考えておりますのは、例えば、町外へというお話、これについてはですね、あらためて別途考えていかなきゃいけないことであるなあというのをあらためて、私も強く感じるところであります。この議会の答弁でもいろいろさせていただきましたけれども、あらためて、特に町外の医療機関あるいは買い物ということで、広島市の北部への移動手段確保という意味では、タクシーとは別のそれこそあなたくのような、ある意味あなたくのような制度を例えば考えるべきではないかなという思いもございますし、あるいは逆に、利用者様の声の中で広電バスなどの撤退につながるのではないかというお声もありますが、これはあの先般、実は広島市の公共交通の再編に関する議論の中でですね、具体的に北部路線バスのフィーダー化についても議論も上がってまいりました。あの具体的に本町においてはですね、広電さんの三段峡線がこれは資料の中でも明示されてるということでございまして、その意味で前々から事業者さんのほうからは、今のフィーダー化、この資料の中では可部駅までは広電さんが運営をしてくと。ただ可部駅から先については、まあ新たな事業者を探してほしいとか、そういう趣旨の中身だと思っておりますが、それがまあ具体的にあの広島市の資料の中にも出てくるような状況になっています。聞くところによると、すでに北広島町あたりはもう来年度ぐらいにはそういった方向になるのではないかという話も聞いておりますが、そういった意味でいよいよ、ご心配の声もありましたけれども、本町においてもまさに広島電鉄さんも含めた、町全体の交通網の在り方というか、検討をしなければならない状況にきているというふうにも考えておまして、そういったことの中で、今回のこのタクシーの事業についても考えていきたいというふうに思っておるところであります。詳細については、担当課のほうよりご説明させていただきます。

○富永豊議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

それでは試行中の利用者数や回数、利用総額などについてご説明を申し上げたいと思います。まず定額タクシーの利用者証というのを交付をさせていただいておりますが、その件数につきましては、全体で 558 人でございます。11 月末で 558 人でございます。75 歳以上の方であれば、運転免許証をお持ちの方でも申請ができますので、本町の 75 歳以上の人口は、11 月末現在で 1,875 人でございますので、約 30%の方に利用者証をお持ちいただいているということでございます。10 月、11 月間の利用者は 271 名でございます。利用者証の交付件数は 558 人でございますので、券をお持ちの内、48%の方がご利用されたということで、半数以上の方はまだご利用になっていないということでございます。10 月の稼働の回数でございますが、668 回稼働をさせていただいております。この 668 回の稼働で移動された方は、855 人ということですので、相乗りをされて移動された方もおられるということになります。利用された方の平均利用回数は、3.44 回ということで、おひとりの方が 3.4 回ご利用になっているということになります。10 月の利用にかかるタクシーメーターの総額は、159 万 6 千円になります。1 台当たり 2,389 円ということになります。その内町の補助額は、総額で 112 万 8 千円、112 万 8 千円でございます。1 台当たり直しますと 1,689 円となり、この 2,389 円から 1,689 円を差し引きまして 700 円部分が本人のご負担ということになります。11 月の稼働につきましては、10 月に比べまして約 15%上昇しております、774 回となっております。774 回の稼働で 968 人の方が移動をされておるところでございます。利用された方の平均利用回数は、3.37 ということですのでだいたいお一人の方が、3 から 4 回移動された、利用されたということになります。11 月の利用にかかるタクシーメーターの総額は、196 万 5 千円。1 台当たり 2,540 円。その内補助額ですが、こちらは 142 万 4 千円で、10 月に比べ約 26%増額ということになっております。1 台当たり直しますと、1,840 円の町からの負担をしるとということになっております。このようにやはり便利にお使いいただいておりますので、稼働の回数も増加している傾向にございます。これをどのような仕組みで持続可能な運行体制にしていくかというのを、現在までのデータそれから今後の稼働のデータをしっかり分析しながら、次の取り組みにつなげてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○富永豊議長

末田議員。

○末田健治議員

10 月が 48%の方が、半数近くの方が利用されていると。11 月がさらにそれが伸びておるという状況は、やはり制度的にこれがですね、非常にまあ利用しやすい。特にあの辺地の方にお住いの方は、格段に住む、住み続けるための条件が上がったと。従来まあ、あなたくでしたら、ちょっと買い物して帰りたいというふうに思われてもですね、それは制度的にダメですからということで、そうしますと一旦降りますと、また再度その予約を取らなければいけない。緊急ではそれを受け付けてもらうことがなかなかできないということで、いまの制度について、現状の試行的な取り組みについては、非常にあの喜んでおられるという方が多いというふうに思っております。そこでですね、次の質問をさせていただきますが、タクシー助成制度も全て良いわけではございません。先ほども答弁にございましたように、現状の運行に対するし寄せというのは出てくるということでもあります。利用しやすければ利用者も多くなりますので、事業費も当然上がります。事業費が膨らめば、財政上の課題も出てくるというふうに思います。しかしまあこの制度は非常に有効だということですね、他の自治体においても、神石高原にしましても、取り組みがもうすでに開始をされています。条件的には、75 歳以上であるいは 500 円とかあるいは 600 円とかいうふうな様々、自治体によってその制度的には差があるように思いますけども、単価設定にしましても利用しやすい、あるいは財政負担にも耐えられる設定の中で、助成制度というのをですね、考えられてはいかがかというふうに思っています。自宅で生活ができなければですね、望まないが施設の利用というふうにそういう、まあ選択しか無くなる、残る選択というのはですね、そういうふうなことになるわけです。施設利用ということになりますと、また介護保険の制度を活用しますと、介護保険料の上昇ということにもつながりますので、政策判断を当然必要でございますけども新年度から正式な制度を創設をされる、そのことについて再度町長の見解を求めます。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

あらためて制度化のことも含めてご質問いただきました。最初に申し上げますと、まずは今ご提案がありました来年度からの正式制度化についてなんです、我々としてはですね、そうは言っても、まずは本年度の利用状況引き続き分析をさせていただくことが重要ななと思っております。あの確かにご指摘をいただいたようにこの定額タクシー制度、概ね好評価をいただいているのではないかなというふうには思ってるんですが、実際にその正式に制度化をしようと思いますと、先ほど申し上げたとおり、町の交通網全体の在り方、それから当然再編の検討を進めていかなければならないと思っておりますし、当然広電さんへの影響ということも考えられることであります。また当然事業を担っていただいている民間事業のご理解もいただきますし、さらには当然ながら財源の確保ということもあらためて考えていく必要があると思っております、正式な制度化に向けてはまだまだ整理すべき課題、あるいは検討しなければならないことがたくさんあるということは感じてるところであります。それであのすみません、先ほどの答弁の中で特に現タクシー、定額タクシーの制度の課題という点、ちょっとあの漏れておったわけでありまして、まだそういった意味では2か月だけなので、なかなか全体のというわけにはいかないんですが、それでも今見えてきておりますのはですね、やはり病院の通院利用の方というのは、朝方の利用希望者が多いと。そうすると当然利用者が集中するもんですから、今のタクシーだけではですね、ま、タクシー事業者さんその時間当然路線バス、スクールバス、あなたくそれぞれ運営をされてるということもあわせて、タクシーだけでそれ、希望される皆さんには、必ずしも対応できないのではないかなということが現実問題として見えてきてるところであります。またあの、現在ほとんどあの制限なくご利用いただいているわけですが、今も少しありました。月が経つによって利用者も利用者の理解も進んでいく中で、負担もこれから増えていくのではないかなと思っております。今回はあくまでもコロナの事業の一環というところがあるもんですから、今の予算、お認めいただいた予算の範囲内だと思っております。今で言うと、果たしてこのペースでいくと3月末というよりちょっと早めに終了しなければならない事態になるかもしれません。まあ雪が降ることを考えるとですね、どちらの方向に振れるかとはわからないんですが、あらためてその意味において、この定額タクシー事業をこれから持続させていこうと思うと、いわゆる相乗りということについてのご理解も進めていく必要があるのではないかなあということも考えているところでもあります。またあの利用回数、それから最大の利用負担額についても今見てるところでありますけれども、定額タクシー事業の利用者の偏りと言いますか。助成の偏りということも少し考える必要があるかなとも思っております、その意味で言いますと、町内どこでも定額というのがある意味売りでございますので、負担の上限を付けるというよりは、利用回数について少し見直しを、例えばしていくこともこれから必要なのではないかなあと感じているところでもあります。ま、あらためてもろもろ、今申し上げたことも考えますと、あれもこれもというわけにはいかないもんですから、あらためて本町の今の状況に一番合う形での、ベストミックスを我々としてはこれから考えていく必要があるかなあというふうにも思っております、事業者との協議を踏まえますとですね、新年度開始からこの制度を進めるというのはなかなか難しいという感覚を持っているところでもあります。ただまああらためて多くの皆さんからもご希望をいただいておりますし、ゆくゆくは議員ご指摘のとおり、高齢者の皆さんの生活の、生活への満足度の向上にも直接つながるような制度ということで言えば、次年度予算編成の中でもかなり優先度は高い事業ではないかなあというふうにも思っております。もろもろ含めながらできるだけ早い段階で、新しい取り組みを進めることができるように、鋭意準備を進めていきたいというふうにも考えているところでもあります。以上でございます。

○富永豊議長

末田議員。

○末田健治議員

町長の答弁にありましたように交通対策というのは一口にこうすればいいというふうなものではないということは、私も承知をしております。一つの方式で全てかなうというふうなことは当然なかなかあり得ない。答えを導き出すのは大変難しいことということもございしますが、先ほど言いましたように、高齢者の方が通院等あるいは買い物等、今までなかった制度として非常にありがたいという声はですね聞きますので、そのあたりを含めて今後交通施策の考え方、これについて十分検討いただく中で、高齢者の皆さんが住みやすいまちづくりに向けて尽力をされますように、これは期待をして次の質問に移りたいというふうにも思います。えーと2題目については、定住対策の取り組

みでございます。タクシー助成制度も増えましたように、安芸太田町の人口は 11 月末で 6,050 人と減少し続けています。10 年後の 2030 年には、このままいきますと 4 千人台。20 年後の 2040 年には、3 千人台と減少し続けるとみておかなければならないというふうに思います。人口減少は、安芸太田町の土台を揺るがすことにつながります。具体的に申しますと、自治会組織の運営の困難さ、あるいは農業活動の継続に支障が出ると思われま。こうなりますと農地の荒廃に拍車がかかるなどの課題が出てまいります。また児童生徒数の減少によりさらなる学校統合など、何より交付税の減少により、財政運営上の困難等様々な課題が出てくると予測をされます。町長も政策の柱として、定住対策を喫緊の課題として取り組まれており、安心をしているところでありますが、現状を考えますと全く予断は許されない状況でございます。そこで次の点について質問をいたします。

1 点目は、定住対策による現在までの取り組みと成果について述べてください。2 つ目に、出生数は望めないとき移住対策を強化すべきと思いますが、その戦略について伺います。3 つ目には、空き家バンクの登録状況と課題について、以上 3 点についてご答弁をお願いします。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

あらためて定住対策への取り組みについてということで、ご質問をいただいております。あの一議員ご指摘のとおり、あるいはこの議会でも繰り返しお話をさせていただいております。人口減少という課題への対応というのはですね、私自身も最優先課題として考えておりますし、またそもその長期総合計画の中でも、最優先課題ということで位置付けられて、あらためて重要な取り組みだと考えております。ご質問のありました、定住対策による現在までの取り組みと成果、そして空き家バンクの登録状況についてはですね、担当課の方から説明をさせていただければと思うんですけども、あらためて出生数が望めないとき、移住策を強化すべきということでお話をいただきました。あのこれは繰り返しになりますが、本町の場合には、この人口減少、少し中身を見てみますと、いわゆる自然動態という観点でいうと亡くなる方の方が圧倒的に多いと、だいたい平均でいうと毎年 150 名亡くなる中で、産まれてくる赤ちゃんが、20 人、30 人。20 人近いほうですね、最近。いうことでございますので、放っておいても 130 名はどんどん減っていくと。加えて社会動態の方で考えますと、入ってくる人と出ていく人の差し引きでいうと出ていくの方が多かったと。これはあの社会動態の方は特にあの、毎年によって凸凹が激しいもんですから、平均というのはなかなか難しいんですが、まあまあ平均すると、出ていく方の方が 30 名ぐらい多いと。250 名出ていったら 220 名ぐらいしか入って来られないというか。そんな状況が続いておりますので、ダブルパンチで減ってる中、我々としては、自然動態をすぐに動かすということは難しいもんですから、社会動態の方で何とかこれを挽回をしていく必要があるということで、考えているところであります。多分議員のご指摘もそういう筋の中から、具体的に今の話でいうと自然動態。特に出生数がなかなかすぐに増えないということであれば、移住策を強化すべきだというお話の流れでご指摘をいただいているのではないかと思いますし、我々もまさに同じ思いで、進めさせていただきたいと考えているところでございます。その中で昨日もお話をさせていただいたように、実は本町、今コロナの関係もあって、これはおそらく本町に限らず日本全体の中山間地域で見られている現象ではないかと思っております。多くのお問い合わせを、空き家に対するですね、待ち家バンクへの問い合わせはたくさんいただいている中で、その問題の待ち家バンクの登録件数が少ないがために、そのご要望にお応えしきれていないということをもまずは改善しなければいけないということで、もろもろ取り組みを始めさせていただいております。それこそこの件についてはですね、新年度の予算編成を待つことなく、類似の補正予算の中でも議会でお認めをいただいて、空き家の登録に対する奨励事業の補助金の制度、あるいは我々自身も空き家の再調査を行う中で重点的に働きかけを行う建物を選ばせていただいて、これから個別にお借りできないか、登録できないかという取り組みをさせていただこうというふうに思っております。ちなみにあのすみません、少し長くなるんですが、広報でも述べさせていただきましたけども現実に今の社会動態で言いますと、7 月にはえーと 4 名だったですかね、2 人だったかな。7 月にはあの 2 人、8 月には 8 名、入る方が多かったと。9 月は 14 名の方が転入増という状況でございます、残念ながら 10 月は出ていく方の方が 5 名多かったんですが、11 月にはまた 5 名逆に入る方の方が多いということで、1 年間というか年度当初からいうとすでに 30 名、実は入って来られる方の方が多いという状況でございます。ただこれもう一言申し上げ

げると、実は入って来る方のペースというのは、だいたい例年とあまり変わらないようでございますが、出ていかれるの方がペースが少ないもんですから、結果として転入者の方が 30 人多いという状況のようございまして、あらためてそんなことも現状分析しっかりとさせていただきながら、転入していただく方、あるいは今おっしゃっていただいた移住者を増やすという取り組みも引き続き並行して進めていきたいというふうに思っているところであります。あらためて詳細については、担当課の方からご説明させていただきます。

○富永豊議長

瀬川課長。

○瀬川善博地域づくり課長

定住対策による現在までの取り組みと成果についてでございますが、本町では移住、定住者を確保して人口の流出の抑制を図るため、暮らし、子育てに対する定住対策として関係各課が連携してですね施策を推進しているところでございます。地域づくり課が所管します主な事業としては、移住者・子育て世帯を対象とした空き家、新築等の住宅の改修、購入助成を行っております。また 40 歳未満の通勤者を対象とした通勤助成、またお試し居住体験住宅の整備による居住体験の実施も行っております。また空き家バンクにかかります空き家情報の提供、また移住・定住サイト「都会近くの田舎暮らし」の開設と、また暮らし移住アドバイザーの配置による移住相談によって定住者を確保した取り組みを行っておるところでございます。先ほども町長が申し上げましたように本町のような中山間地域においては、人口減少に歯止めがかからない状況が続いておりますが、田園回帰と言われる都市部から中山間地域等への移住志向が高まりつつある中で、本年度については先ほど町長が述べたように、11 月末現在では転入者が多く、32 人の増加となっております。また特に転出数についてはですね、過去 10 年間においても 11 月現在で 82 人と最も少ない人数となっております。ある程度の流出が抑えられている状況となっているところでございます。この夏には、多くの家族連れが川で遊泳、バーベキューなどを楽しんでいる姿が見受けられるなど、都市部の方が山間部への関心、田舎暮らしへの憧れが高まりつつある中で、空き家バンクへの相談件数が増え、移住・定住希望者のニーズに適した空き家の確保が追い付いていない状況となっているところでございます。昨年度は全体で相談件数が 53 件であったものに対しまして、本年度は、11 月末現在で 62 件となっております。昨年度と比べて 9 件も増加しておるところでございます。このコロナ禍による新たな社会的な環境変化を好機と捉えて、空き家バンクの登録物件の掘り起こしを強化して、空き家バンクの登録物件を確保していく必要があると考えております。この確保に向けて、この 11 月から試験的に空き家バンク登録促進奨励事業に取り組んでいるところでございます。また空き家の有効活用、移住・定住希望者に居住体験の提供を行う拠点の場として、お試し居住体験住宅「はじまりの家」の運用を 7 月から開始しました。見学会や観光地めぐり、また自然体験、ものづくり体験などの様々な体験プログラムを用意して、町内での実際の暮らしをイメージしていただくような居住体験を行っている中で、数組の家族においては、複数回この「はじまりの家」を利用されるなど本町に興味関心を持たれ、現在、空き家バンクの売買・賃貸物件を希望され、空き家所有者と調整を行っております。そういったところで「はじまりの家」が移住者の確保に向けて、つながりを見せているところでございます。それと 2 点目の空き家バンクの登録状況と課題についてでございます。令和元年度に実施しました町内の空き家と思われる家屋の外観目視によって実態調査を行いました。町全体の住宅戸数 5,334 戸の約 2 割にあたる 939 戸が空き家となっております。そのうち一定程度の改修により利用可能な空き家が、約 3 割にあたる 300 戸となっております。空き家の所有者等に対してですね固定資産税納税通知書の送付の際に、空き家バンクや定住支援制度を記載したリーフレットを同封するなど空き家バンクの周知を行っておりますが、空き家バンクへの登録物件が伸び悩んでいます。現在、町の空き家バンクに登録していただいている空き家は 25 戸となっております。その 25 戸の内訳でございますが、25 戸の内、賃貸物件が 10 戸、そして売買物件が 15 戸となっております。賃貸物件の賃貸価格は、1 万円から 6 万円。平均で 3 万円から 3 万 5 千円の賃貸価格となっております。また売買価格につきましては、180 万円から高いもので 2,500 万円と。だいたい平均価格 500 万円となっております。実際に登録している物件の約 6 割に当たる 16 戸が、建築 50 年以上経過している建物となっているところでございます。令和 2 年度において空き家バンクの新規登録件数は、10 戸。だいたい 過去平均では 20 戸となっておりますが、少ない現状となっております。その内、賃貸物件が 6 戸、売買物件が 4 戸となっ



おります。令和2年度においての空き家バンクの成約件数は16戸。過去平均で20戸ですから、少しこも少なくなっておるようなどころでございます。そしてこの空き家バンクを活用された新規転入世帯は10世帯あります。子育て世帯が2世帯、夫婦が5世帯、単身が3世帯となっております。この空き家バンクによって新規転入された人口は、20人でとなっております。これはこの内県外からの転入は、4世帯、また広島市からの転入は5世帯、世羅町からで1世帯となっております。でございます。こういったところの部分で、現在の状況となっております。ただ空き家バンクへの課題と申しますか、空き家バンクの登録に至っていない要因としては、実際この空き家と思われる家屋を外観で判断して意向調査等行っておりますが、月に1回程度や盆の墓参りの際に使用するなど今後においても使用すると回答いただいた物件が、約7割もあるということがございます。そのほか家具や仏壇の移転、処分が難しいことや、物件が古く維持・改修費が高くつき利活用が難しいと思われている方もおられます。また売買・賃貸価格を物件の建築・改修に要した費用分を回収するためによる高額な価格設定もネックとなっているところでございます。その他物件の売買、賃貸価格が安く、部屋の間取りや農地付き、また近隣住宅と離れているなどの借り手、買い手のニーズに適した登録物件が少ないことが課題となっているところでございます。コロナ禍による新たな社会的な環境変化を好機と捉えまして、移住・定住者の居住環境を確保するため、空き家バンクへの登録物件を増やしていく必要があると考えております。空き家所有者等へ直接的に呼びかけをするなど空き家バンクの登録を促進する取組を積極的に実施していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○富永豊議長

末田議員。

○末田健治議員

町長及び担当課より答弁ございました。担当課長の声がちょっと弱々しかったのが、気にかかるころではございますが、先ほど町長が報告されました7月から11月の社会増については、社会増は10月を除いて増えておると、いう状況については大変好ましいと思えますし、私はですね、今この時期、このチャンスと申しますか、これを逃してはいけないんじゃないかというふうに思うんですね。でそのために、もちろん町長を先頭に取り組みということはその大事なことでありますけれども、担当課横断的にいうか、はっきりいうとプロジェクトぐらい組んででもですね、この時期を逃さずやっぱり取り組みをしていくことが、必要なんじゃないかなというふうに思います。最近ではあのなんか山林を買われる方も増えているとかですね、そういうふうなニュースもよく耳にするわけでありまして、田舎思考というのが非常に高まると申すのが現状だというふうに思うんですが、そこでですね、少しあの私まあ、一生懸命やっておられるということは答弁から感じるんですが、今一つそのもう少し迫力いうか、あげて取り組み必要があるんじゃないかなと思うんです。で、一つの方法としてやはりあのもういっぺん自治会長さんに、その現状の定住対策の取り組みで、今空き家バンクはこうなっております、いうふうなことを含めて自治会長さんにもう一度協力をお願いいたしますということ呼びかけをいただいて、空き家バンクの登録あるいはそれから成立までの中を取り持っていていただく。町の方でやってもらっておると申すような、その他人事的な感覚ではですね、この現状を打破することはできないと私は思います。自治会長さんに負担をかけることになっても、やっぱりお願いをする必要が私はあると思います。それからもう一点は、長男さんですよね、その空き家になっている家のその持ち主、長男といわずまあ持ち主ですね。その方にやっぱり帰っていただくと、くださいということやはり町の現状を訴えつつも、つつ、Uターン、Iターンの呼びかけをしていくことが必要じゃないかというふうに思うんです。町を救ってもらおうその救世主的な役割をですね、担ってもらおう。地域の実状はちさい時から生活をされ、働くために町外に出られているわけですがけれども、しかしまあ、いわゆる近所づきあい、同業づきあいについては、住民票は無くてもされている方はたくさんおられるのは承知をしておりますので、地域の実状は一番よく分かっておられると思います。で、そういった方に再度呼びかけをするという取り組みも含めてですね、先ほどの自治会長さんへの呼びかけなど横断的な取り組みを今強力にこの時期、チャンスを逃さずすべきだというふうに思いますので、その点について再度の見解を求めます。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

重ねてご質問をいただきました。あらためて議員ご指摘のとおりだと思っております。一つはその空き家対策の中で、各自治会の方にもあらためてご協力のお願いをすることでございました。私も実は今、地域懇談会ずっと場所を重ねておりますけれども、その各地域懇談会においてもタイミングが合えばですね、あらためて空き家確保への協力というのをずっとさせていただいております。あのその中で、逆にそういった意味で先ほどご紹介いたしました、我々としてはその 900 ある、あるいは使えそうなものが 300 ある中でも、更にちょっとすぐに使えそうなものをまずはピックアップをして、それをやっぱり役場としても個別にお願いをしていかなきゃいけないという思いで、取り組ませていただくつもりなのですが、その話も逆にその地域懇談会の場ではある自治会長さんからは、そういう話があるんだったら、こちらにもこの集落だどどの家に働きかけをするというのを連絡をしてくれれば、協力はできるといったようなことも逆に提案をいただいた例もございました。あらためて先ほどの空き家が登録できない理由の中でですね、7割の方は普段使わないんだけど、どうしてもその一度盆や墓参りなんかで使うことがあるので貸せないんだという話もありました。うちは実はあの、墓はすぐ隣にあるんですが、それでも貸していただけるような物件でもあるんですよね。ですからそういう意味ではやっぱり今お話しいただいたように、貸してくれというこちら側の熱意がやっぱりまだまだ足りない部分があるし、それでまだまだあの開拓できる部分もあるんじゃないかなと思っております。もちろんあの制度的には、中にある家財道具の整理をするための補助制度ですとか、あるいはお墓をそうはいってもどっかに預けるような場所というのも具体的にはですね、それぞれ空き家バンク確保する上で、問題点は指摘されているので、それぞれについての取り組みというのはやっぱり工夫をしていかなければならないと思うんですが、あらためて熱意という部分では議員ご指摘のとおりだと思いますし、あらためてそれは自治会のみならず、まずは地域でそれぞれ活動していただいているこの先生方にもですね、あらためてご協力のお願いをしていかなければならないなあと、議論の中であらためて気づかせていただいたようなところでございます。さらにはまた職員も当然あの、いま長男というお話をいただきましたけれども、ちょうどこれからこの地域で家を守っていかなければいけない、あるいは譲り受けていかなければならない年代というのは、まさに職場で働く職員と同じ世代ではないかと思っております。そういう部分での働きかけというのもあらためて重要だと思いますし、議員ご指摘の話で言えば、長男といいますか本町との関りがある方々、例えば何とか各本町ご出身の方々が、町外で作っておられるグループもあります。各加計会ですとか郡友会とかそういったところもこれからしっかりと声掛けをしていかなければならないと思っておりますし、私どももある意味本町とつながりがある方についてはですね、これまでは安芸太田ファンクラブということを作っておりましたが、今LINEを使った情報発信などもやっているとござりまするので、そういうあらゆる機会を捉えてご協力へのお願い、更には本町へUターン、Iターン、あのJターンしていただくような呼びかけというの必要ではないかと思っております。あらためてご示唆をいただきました。町としてもしっかりと取り組むとともに、議員の皆様にもあらためてご協力をお願いさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○富永豊議長

末田議員。

○末田健治議員

Uターン、Iターンといいますか、その取り組みについては、島根県の海士町はですね非常にまあ先進的に取り組まれている町でござりますので、そこもやはり出身者の方へですね、やっぱりその現状を訴えて呼びかけをされております。で、町外でまあ生活いうか、暮らされた方はですね、例えばインターネットを使うこととかですね、情報を発信する、仕方については、やはりまあ我々のように田舎ですと暮らしてきた者よりはですね、やっぱりその優れている方も経験上多いと思っておりますので、そういった知恵をですね、貸してくださいというふうな呼びかけをして、今後の取り組みをですね是非進めていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○富永豊議長

以上で末田議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。11時まで空気清浄化のため、ドアを開けてお願いします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時01分

○富永豊議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。2番、田島清議員。

○田島清議員

2番田島清です。通告に基づき一般質問をしていきたいと思っております。まず傍聴者の皆さん、それから行政の皆さん、新型コロナ対策、感染症対策では先が見えない状況の中で、日々のご努力に大変感謝を申し上げます。特に医療職場を始めとした福祉施設、保育、教育施設で日々戦っておられるスタッフの皆さん、こうした職場は感染症対策に家族ぐるみで対応余儀なくされていることと思っております。近隣の町では少し前のコロナ第1波の時ではありますが、首長が最前線の職場に感謝の意を表し、マスクを贈られたということもあったようです。こちらは大変職場では好評であったと聞きました。さて、私たち町民にとって住処であり職員の皆さんは家族です。まちが目指す協働のまちづくりのために、共に支えていきたいと思っております。それでは、質問、通告によりまして質問事項に移ってまいりたいと思っております。質問事項の1です。安芸太田町の執行体制の見える化について質問いたします。働き方改革が行われる中で、ワークシェアリングが注目されています。ワークシェアリングとは、仕事を分け合い、労働者一人あたりの負担を減らし雇用を生み出すことを目的に行われる手法ですが、近年、会計年度任用制度や、職務の係長制への変更など執行体制が見直されてきました。また、本年度は危機管理室の新設などで、町民により分かりやすい役場となることに期待の聲があがっています。町長は「町民の声を聞き、町民が主役の町政推進に」と掲げておられます。執行体制の現状について以下の4点について質問いたします。1、係長制度における成果と課題について。制度改変において、係長制度の方が小さな組織には適しているとの説明がありました。現時点において当初の目的は果たされていますか。また、町民の評価はどうでしょうか。2、会計年度任用制度の移行についてはどのように評価されていますか。3、危機管理室に期待するものは大きなものがありますが、今後どのように町政に位置づけられますか。コロナ禍に対応する世界各国のリーダーとして、4月に公開され大きな反響があった記事「コロナ対策に成功した国々、共通点は女性リーダーの存在」を科学的に裏付ける研究結果などが報道されています。当町では女性消防団員募集なども取り組まれています。危機管理室への女性職員登用の考えはありますか。4、役場では会計年度任用職員による行政サービスをサポートして下さるスタッフが相当数おられると思いますが、どのような職種がありますか、また現状はどうですか。以上答弁をお願いします。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

田島議員よりいくつかご質問いただいております。まずは係長制度についてのご質問をいただきました。この係長制度、平成30年度における機構改革で、本町の場合、平成31年度から実施されているとうふうに認識しております。で、あのこの係長制度の大きな目的というのは、次世代の管理職候補の育成とそれから組織目標を個人単位ではなくてですね、係で取り組んでいくということにあるとうふうに考えているところであります。とはいえ、私自身の評価といった意味ではですね、まあまだまだ私もこの本制度での仕事というのが半年程度ということでもございますのでですね、今現在で評価をさせていただくというのちょっと差し控えさせていただければとうふうに思っておりますが、ただあの今の現状の課題とうか、いうことで言いますと、例えば、今の本町の場合でいうと、1課で係もまた1つといたようなところもあるとうことで、更なる組織のあるいは機構改革が必要だとも思っておりますし、また係長の役割とうのも、例えばですね、人事評価ですとかあるいは事務権限の付与、もうちょっと考えることによってですね、更に強化をさせていただくとうかそういう部分での再整理とうのは必要ではないかと、いうことは庁内では検討させていただいているところでございます。私自身としては、この係長制度もそうなんです、あらためて本定例会でも少しお話をしたとおり、限られた人的リソースの中で、より効率的な施策の推進に向けたですね、より良い組織の在り方とうのを今検討してるところでございまして、来年度からのスタートとうことを目標にですね、この組織機構改革、取り組んでいきたいと思っておりますし、またあのいまの係長制度のことについてもですね、その中で、あるいはまた町民の皆さまのご評価などもまたお聞きしながら、充実化に取り組んでいきたいと思っております。続いてあ

の会計年度任用職員制度についても、ご指摘をいただきました。こちらは本年度から実施していると聞いております。政府の方で進めております働き方改革の中で、雇用条件をより正規職員に近づけるということがまあ国の方針であったというふうに聞いております。今の役場の中ではですね、基本的には正規職員での人事に馴染まない特殊な資格を必要とする部署ですとか、また短期的に取り組まなければならない事務の補助、そしてまた短時間で言うような業務といった部分で会計年度任用職員の配置を行っているところでもあります。この評価についてもまあ先ほどお話をした係長制度と同様、私もまだ半年でございますので、少し差し控えさせていただければと思いますが、あらためて役場の業務の整理をこれから進める中でですね、あらためて会計年度任用職員にあたってもらうもの、あるいはむしろ民間委託をすべき業務ですとか、更にはそうは言ってもやっぱり正規職員でやらなければならない仕事、それぞれ整理をこれから進めていく必要があるというふうに思っております。またあの危機管理室についてもご質問いただきました。危機管理室というのは、この夏から設置をさせていただいておりますが、災害警戒や消防団との連携、また安全安心の確保を目的に災害時だけではなくてですね、普段から取り組まなければいけない様々な準備をより一層、これまで以上に進めていくためということで、新たに専門的に危機管理を担当できる部署として作らせていただきました。そうは言いながらですね、現実危機管理というよりは役場全体で取り組まなければいけない課題ということもあるので、他の部署との連携ですとか、あるいは人事的な支援の要請、更には消防団とのあらためての円滑な連絡体制の構築というのを考えた時には、部署としては切り分けさせていただいたんですが、切り分けさせていただきましたけれども、あらためて総務課内室ということで整理をさせていただいた経緯がございます。そういった意味で、自然災害への対応というのは、いま危機管理室というのはもうまさに最前線の担当部所として仕事をしてもらってますけれども、一方で先ほど申し上げたような危機管理というのは様々な種類があって、様々な種類に応じて担当部署があるものですから、多部署が担当するような、まさにコロナなどは、ある意味医療部門というのは大きな役割を占めるわけでございますが、その中でも、そういった意味では役場全体で取り組むべき課題についてはこの危機管理室がやはり取りまとめ部署として、仕事をさせていただくというなかたちで今、仕事を進めさせていただいておりますし、またあの、他の地方自治体、他の自治体関係との連絡でいうと、この危機管理室が窓口として対応することも想定しているところでもあります。その上で女性職員の登用についてもご指摘をいただきました。私どもとして、男性女性を区分けして仕事を担当するという考えはありません。あくまでもその時その時で、適任者を選ばしていただきたいという思いでございますが、業務の内容的には、どうしても出水期の場合には24時間で体制を作りながら、役場に泊まり込みで対応する必要があるとか、あるいはその対応がまた何日にも及ぶといったことも、業務内容としては想定されますし、実際近年そういう事例もあったと聞いておりますので、そういう部分においては、例えば家庭環境等も考慮した上での、人事的な配慮というのは必要ではないかなというふうに思っているところでもあります。最後あの、正職以外の行政サービスのサポートするスタッフの現状とご質問ありました。こちらは、担当課より説明をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○富永豊議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

それでは会計年度任用職員についての、詳細な状況、現状についてというご質問ございましたので、担当課より詳細について申し上げます。会計年度任用職員についてでございますけれども、職種といたしましては、多々ございます。一例をちょっと挙げさせていただくんですがすけれども、特別支援教育支援員、教育活動サポーター、給食調理員、給食配送運転手、プールの監視員などの時間や雇用期間が正職とは異なるような職種ですね。それから専門職でございます歯科衛生士、介護支援専門員や図書館司書、建設土木関係の技術支援員等でございます。また、地域おこし協力隊員、外国語指導助手、ALTですね、といった国単位で会計年度任用制度に移行した職というのもございます。これらのほか、正規シフトを要し正規職員のみで対応できない保育士等が会計年度任用職員ではおります。そのほかにもですね、先ほど町長からございましたとおり、短期的に取り組む事業でございますとか、例えば産休・育休等の正職の休暇のための対応のための事務補助として業務にあたっているという場合もございます。この方々につきましては、正規職員と同様の地方公務員の身分を有しまして、辞令交付を行い、実務にあたっております。行政サービ

スをサポートしていると、いただいているといった点でございますと、例えばほかにもですね、業務委託、指定管理といったようなことで例えば川・森・文化・交流センター等の施設の指定管理委託業者で、行政的サービスにあたっていただいている方、また役場の宿直ですとか庁舎間のメール便配送業務等々に関しましては、民間事業者への委託を行って、その実務にあたっていただいております。町長の方からもございましたとおり、現状では様々な形態により行政サービスにあたっていただいているわけなんですけれども、業務の効率化、それから民間委託のバランス等も考えながらですね、住民サービスを低下させることなく、近年課題になっております人件費の抑制、これも含めまして、適正なスタッフの配置となるよう検討していかないといけないと考えております。担当課としては以上でございます。

○富永豊議長

田島議員。

○田島清議員

まずあの、会計年度任用制度の移行、その前に1番の係長制度の成果と課題について、いまの町長になられたばかりでありますし、係長制度自体が今年からということでもありますので、成果・課題については、これからということでもあります。で、この係長制度も含めて国が進めております人事評価等の流れでございますが、一人一人の賃金格差を強め、全体の賃金を低賃金化するのも一つの経費削減の目的があるのかというふうに思いますが、自治体でも能力不足の人事評価で、不当な免職があると大阪の方ではあるというふうにも聞いております。かつての人事評価は、行き詰って1980年から2000年以降見直され、そして新しい現在の人事評価制度が始まっています。安倍政権下で2013年改正高齢者雇用法案と2015年の女性活躍推進法などです。これまでの絶対評価から相対評価に職場民主主義を壊してでもワースト対象の労働者を作り出し、下をたたいて全体の労働強化をするというものです。職場全体にゆとりがあれば職員同士で助け合うこともでき、みんなで歩めます。しかしゆとりが奪われれば一人一人が競争で、100m競争を全力疾走すれば必ずピリが作られます。見せしめとなり全体の労働者を心理的に委縮させます。2016年度の改正地方公務員法では人事評価制度が導入され、2019年から始まった働き方改革は、いよいよマイナス評価で競争させ、格差と差別を行う道具となっていると言われております。このコロナ災害では働き方改革が一気に進んでいます。当町でもテレワークはないですが、ローテーション勤務、時差出勤など経験してきた職場もあります。職場に「いろんな雇用の人がいて名前もわからない、職場の人間関係もなくなっている。」「知らない間に、病休者が。自己都合退職者など、さらに忙しいのに」などということはありませんか。職員の皆さん、職場は楽しいですか、私は先日ある会社経営者の方とお話をする中で、職場が楽しくなければ仕事を続けられない。働き手が定着しないという言葉を見ました。まず職場での会話・雑談から人間関係を作って、明るい職場を守っていただきたいというふうに思います。それからもう1点は、危機管理室、女性リーダーのことも申しましたが、何も女性の担当者ということではなくてですね、例えばアイスランドの40代の女性の首相、こちらの国民全員に対して無料のウイルス検査を提供し、封鎖措置や学校閉鎖も回避し、そうしたことが評価されています。その他いずれの女性リーダーもトップダウンではなく、国民と同じ目線に立つという考え方があのような気がします。共感力や思いやりにあふれた、コロナ禍にある国民の不安に心から寄り添う姿勢が評価されたことで、取り上げられております。幸いにですね、現在の災害対策室のメンバーは私もよく知っておりまして、共感力や思いやり、町民目線にたって仕事ができると思いますので期待しております。先ほど庁舎内の縦断的な災害対策ということでありましたので、今後コロナ禍などの町民の不安に寄りそう姿勢を表していただき、安心と信頼を得ることが求められていると思います。町長の懇談会等の積極的な開催等で、対応されておりますので、共感力が伝わっておると思っています。これを継続しながらですね、より指導力を発揮して、いまあの今日の新聞にも出ておりましたけれども鳥インフルエンザ、そういったコロナも含めてですが、いろんな災害等これからも危機管理ということでは、たくさん非常に重要な役割を担っていただくことになると思いますので、そこらへんも十分に力を発揮していただきたいというふうに思うところであります。あと、サポートしていただくスタッフじゃなくて、会計年度任用職員の種類現状について、説明をしていただきました。説明の中にもたくさんありました。この会計年度任用職員の制度の導入にあたって、私も今聞いただけでもちょっとすべて把握することは不可能です。で、職安とかそういったところでの案内とかいうこともあるんですけども、インターネットを見ていただければ、ホーム

ページを見ていただければ分かるということではありますけども、中々町民にはこの全体が把握しきれないのではないかとこのように思っております。そこら辺をですね、インターネット等の慣れもあるんですけど何とか見える方向で、できないかということでもあります。それで提言としましては、支所とかですね、コンピューターの端末を置けるような場所にですねそういった誰でも触れるようなタッチパネルの、スーパーなどにありますようなそういう案内みたいなものを設置できないかな。将来的にですね。ということも提言しておきたいと思っております。もしお考えがあればご答弁をお願いします。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

あのいくつかまたさらにご質問をいただきました。一つは、明るい職場ということでございます。私もあらためてそのことは、しっかりと気に留めながら進めさせていただきたいと思っております。就任以来まずは、とにかく挨拶から始めようという取り組みをさせていただいております。そういった意味では、徐々にというか役場の中でも広がって来るとは思いますが、その次にやはり考えていかなければいけないと思うのは、私も今地域懇談会で一生懸命地域住民の皆さんと接しさせていただく機会を作ろうと思ってるんですが、職員自体はこれから今度どんどん外へ出ていくこともまた必要ではないかなと思っております。その点あのこの前の、これは一つの事例ではあります。川手、板ヶ谷の方で地域懇談会をさせていただいたときに、早速地域住民の皆さんから、防火水槽についてのご質問なりご要望をいただきました。まさに今ご紹介いただいた危機管理室の方に早速現場に出向いてもらって、地域の方と話をさせていただいて、現状把握をしたうえでどういう対応をするかということ、あらためて話をさせていただく。これも一つの事例ではありますけれども、私だけではなくて、職員全体がまずそういう接する場、直接話をする機会を作らせてもらうことによって議員ご指摘の共感力なりあるいは思いやりといいますか、寄り添う姿勢というものもまたできていくのだろうと思っております。町長として、そういう機会がまた増えていくことも気を付けながら、進めさせていただきたいというふうに思っております。またあのいろんな形で仕事をしている方々が多い中で、町民の皆さまにも知っていただくような努力といったことで、タッチパネルの案内板のようなこともご指摘をいただきました。あのこれからむしろ行政としてはそういう方向になっていくんだろうと、思います。具体的にどの段階でそういったものがご用意できるかというのはまた役場として受け止めさせていただいて、今後検討させていただければと思います。あのいろいろな意味で町民の皆さんに行政の状況なり、実態なりを知っていただく機会ということもまた増やさせていただくように努めていきたいと思っております。以上でございます。

○富永豊議長

田島議員。

○田島清議員

それでは2番目の質問に入っていきたいと思っております。質問事項2、水道行政について。町では来年3月に水道広域連携に向けた参画を検討中です。さて、我が国の水道普及率は97.9%の国民のほとんどが安全でおいしい水を飲んでおります。水道法においては、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。水道事業は、原則として市町村が経営するもの。水道法6条2項と定められており、水道事業の公営が確認されています。本町では、旧筒賀村を除く、個人および地元組合運営、非公営の水道施設があり、町営水道と同等に老朽化し人口減少で維持が難しくなっています。以下について質問します。町営以外の飲料水利用者の人数、割合について。2、施設改修補助、2分の1のほかに、災害による断水時の復旧応援体制の現状について。3、水道広域連携による組合運営の水道施設支援体制への影響はないか。以上、お答えください。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

続きまして水道行政についてのご質問をいただきました。議員ご指摘のとおりですね、正常にして豊富低廉な水の供給というのは、公衆衛生の基盤でありまして、だからこそ水道法においても「水道事業は、原則として市町村が経営するもの」と定められているということだと思っております。

す。その上でですね、本町における、町営以外の飲料水利用者の人数ですとか、あるいは災害による断水時の復旧応援体制等々についてはですね、担当課の方からお答えをさせていただければと思うんですが、あらためて私の方からは、現在の広域連携の件等々について、少しお話をさせていただきます。これまた議員ご指摘のとおり、本町の水道、老朽化もかなり進んでいる中で、これはまあ本町に限らず、同じような課題を県内の各市町村が持っている中でですね、現在としては県の方で主導いただきまして、水道事業による統合による連携の提案があり、本町としてもいまその参画について検討させていただいているところでもあります。あらためて施設の老朽化それから人材の確保、そして緊急時の対応というのはですね、重要なこれからの町政にとっても大きな課題になってくると思いますし、そのための解消、それらの問題を解消するための方策としての、県の統合化というのも一つのご提案として、大変有益なものではないかと思っております。ただあの仮にそういった部分で統合させていただくにあたってはですね、町の簡易水道のみならず議員ご指摘のような個人及び地元組合運営の水道施設への緊急時の支援というのも当然必要なことでありますし、そういった部分の対応というのも町としてしっかりと取り組んでいただけるように、求めていかなければならないというふうに思っております。ただそうは言いながらも、緊急時の対応という意味ではですね、やはりそういった県の団体というか企業団に頼ることなくというか、我々としても独自にやっぱり抱えていくというか、維持をしていく必要もあろうかと思っております。ま、もろもろ、様々な課題がある中でですね、あらためて私どもとしてもこの統合問題について、特に県のご提案についてはですね、できるだけ早目に対応方針を考えなければならないと、あるいは取りまとめていかなければならないというふうに思っておりますが、何分、冒頭申し上げたとおり、町民の生活を支えるという意味では大変重要なインフラあるいはライフラインの問題でもございますので、早めにとにかく取りまとめをしなければならぬと思いつつも、慎重にお時間をいただきながら検討を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○富永豊議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

失礼いたします。建設課の方から町営以外の飲料水利用者の人数、割合と災害による断水時の復旧応援体制の現状についてを説明させていただきます。まず1点目です。町営以外の飲料水の割合ですが、令和2年3月末、単年度末です。町民の方の水道利用の割合は、地域で管理されている水道組合の利用者ですが、656名です。その他、井戸等の自己水源の利用者の方が、953名です。久日市等広島市からの水道の利用者63名です。町簡易水道の利用者でございますが、こちらは4,413名となっております。合わせまして、6,085名となっております。広島市水道、町簡易水道利用者を除く、水道組合、自己水源の利用者は全体の27%でございます。全体の4分の1を超えるものとなっております。続きまして、災害時による断水の際の復旧応援体制についてです。こちらにつきましては、地域で管理をされております水道施設や各戸の井戸等におきまして、ポンプ等、機械類の故障、管路の漏水等により、断水が発生した場合には、町では、給水支援、漏水調査の応援、可能な範囲で復旧作業支援を行っております。町では、現在、500リットルから2,000リットルの給水タンクを計7個、給水用ポリタンクを50個ほど所有しております。町簡易水道だけでなく、町簡易水道以外での緊急時の給水支援に活用しております。また、地域の人口減少や高齢化が進み、保守に必要な共同作業や修繕など維持管理が困難になりつつあることから、今後は、井戸等自己水源を利用されている方も含め、地域水道組合等、町簡易水道以外を利用されている方との災害時の緊急時の連絡体制、支援・復旧の体制を課題整理を行いまして、町連携体制を確立していくことが必要と考えております。建設課からは以上です。

○富永豊議長

田島議員。

○田島清議員

自己水源、公営以外の水道水源について、全体の4分の1という回答でありました。今の説明の中にもありましたが、広島市等の、広島市からの給水を受けている湯来ですね、これは下久日市とか宇佐地区、島木のことだと思いますけどもそういったところも、当町は非常に広島市と関係が深く、この広域連携についても広島市さんは入らないということで、先日議会の方でも説明がありました。私はですねあの安芸太田町については、今申しましたように広島市と太田川の川流れ、

温井ダムが広島市等の水源に飲料水源になってるということもありますが、都市の水源を守る安芸太田町については下水道整備も含めて、下水処理の広島市委託もあります。この広島市との関係を考えますとですね、広域連携ということにはなじまないのではないかというふうな考え方を持っております。災害時の対応についても、今建設課の方で努力されているということでお伺いしました。地元水道に対しては、おそらく災害の時は町の簡易水道も同じように被害を受ける状況の中で、対応されることになるのかと思いますが、個別にポンプの故障とかはですね、対応がしやすいんかと思いますが、大変な雨による災害等によりますと多重的に起こるので大変な状況になるのではないかということ、非常に懸念をしておるところであります。今年ですね 11 月 25 日の中国新聞に出ておりましたが、呉市の方で上水道の無い地区の上水道が整備されていないということで、今までは沢水を使って濾過をしながら維持されている 24 世帯 54 人の地区だそうでございますけども、新たに水源の井戸を掘削して維持管理がやりやすいものを取り入れられたということが出ておりました。この呉市の場合は、普及率が 99.3%の中で取り残されたいまの地区が、あるということで井戸の整備費が 735 万円。市が 4 分の 3 の補助をして、地下 117m から電動ポンプでくみ上げるという施設だそうです。水質が良くて濾過する必要がなくなったということで、大変地元で喜んでいるという記事が載っております。当町については 2 分の 1 というように認識しておりますが、それで間違いないと思いますけど、先ほどありましたように 4 分の 3 については、町の簡易水道の利用者ということでこの 2 分の 1 の負担割合が、災害等は応援体制を取って町が支援していくということではありますけども、将来的に水源も含めて管路の更新とかが必要になってくると思うんですけども、そこらへん、下水道のこともあるんですけども、下水の公共下水と合併浄化槽との負担の問題もありますけども、水道についてもこの果たして 2 分の 1 で将来的に均衡がとれるのかと、上水道地域と、いうことも課題になるのではないかと思います。先ほどの一般質問にもありましたけども、定住促進において、例えば水道組合方式のいい物件が、空き家住宅があったとしてもですね、その集落に入るにはそういった水道組合に加入して、月に 1 回とか週に 1 回とか水道施設を管理する、そういうことが承諾してもらって果たして転入していただけるものかどうか。そういう不均衡がまた生じるのかなど、いうことも懸念をされます。私はまあ本来は限りなく 100%町営水道で、町民が同じサービスを受けるとするのが理想だとは思っておりますが、昔からの水を飲んでおられて、その水がいいんだと誇りに思っておられるところもあるようですので、一概には言えないんですけども、そういう意味で今度広域化ですか、広域連携に対してもまた負担金等町が出していくことになるんかと思いますが、そこらへんも含めて、この水道組合との均衡がどのように取れるかということも課題が残るのではないかと懸念をしております。その点について、答弁があればお願いしたいと思います。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

続いていくつかご質問をいただきました。いろいろご指摘をいただいたんですが、実はもろもろ今これからの本町における水道行政の在り方ということもですね、少し考えながら今実は統合問題も考えさせていただいております。一つはご指摘いただいた広島市の件ですね。これはこれとして、ご意見として受け止めながらどういう対応を取るべきなのかということも、また考えさせていただければと思います。言えば太田川水系、同じ水を飲む立場でもございますので、いずれにしてもなにがしかの連携は取っていく必要があろうかと思いますし、逆にそれがまた統合ということになると、広島市さんはじゃあどういふそのことによるメリットがあるのかということもあると思うのでですね、ご意見として受け止めさせていただければと思います。一方で、統合という意味がこの本町にとってどういうメリットがあるかということなんですが、申し上げたような老朽化への対応ですとかあるいは特に人材の確保ですね、そういった部分というのは、本町単独ではなかなか難しいという問題があるんですが、一方で統合というのはどちらかという、合理化あるいはそのくつつけたことによって、施設・設備の関係がかなりその合理化によってある意味節約をする方向になればですね、メリットとしては大きいと思うんですが、本町においては、特にその統合による合理化という面では、あまりメリットが無いと思うんですね。むしろ水道というのも、本来は連結すればするほど合理化が進むんでしょうが、うちの場合には連結するための管が、いわば集落から集落への距離が長いもんですから、そういう意味でも合理化についてのあまりメリットが無いという



中でいうと、むしろ将来的に本当に人口が減ったときには、管をとにかく長く伸ばすことによって施設を縮小するというよりは、それこそ今議員もおっしゃったような地域、地域で井戸を掘って必要な分だけ確保することのほうが、もしかしたらかえって町にとってはいいのではないかというか。それは下水でも同じことだと思います。かつては、公共下水というのが広げるべきだという話がありながらも、本町のような場合には、むしろ合併浄化槽を進めたほうがかえって合理化が進むというような、いうようなこともあったという意味ですね、実は統合によるメリットというのはあらためてきちんと見極めなければならないなあということを、ちょっと考えているところでございます。ま、その中で言いますと、簡水とそれ以外の水道における町としてのご支援の、こうなんというか、比較というか、これが本当に公平性が保たれているのかということも、重要な課題ですし、あるいはまた簡水の水道料金ということについてもですね、やはりこれから特に県との統合ということになれば、やはり見直しをしていくことも必要になってきようかと思っております。もろもろそういった意味で、これもほんと大きな課題を抱えている中でどういう選択をするべきかということをやま今、求められてるのではないかと思っております。時間が無い中ではありますけれども、できるだけ議論を深めながら対応を取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○富永豊議長

田島議員。

○田島清議員

私は、水問題にはこだわりたいと思っております。私の住んでおります殿賀地区、南部簡水を現在飲んでおります。この南部簡水っていうのは中国縦貫道ができた、付いたときにできた町営の簡易水道ではありますが、こちらあの中式水源と言いまして、大山の水がですね我が南部地区、南部地域及びですねその学者によりますと、四国、四国の山まで水脈が続いているというふうな理論の中で、山の中腹にボーリングをして 300m ぐらい掘った、斜めに掘った水源からサイホンで引き出して飲む、取っているというような水であります。この水は非常に塩素滅菌だけで飲めるということで、非常にいい水だというふうに思っております。昨今、この中国山地のですね、核のごみの適地というような新聞報道がされております。今申しましたように、実際にその大山の水脈が四国まで及んでいるかどうかというのは別としましても、水問題っていうのは、核をこの山の中に処分場として考えるというふうなことが出ること自体ね、ちょっと信じられないという思いがします。放射能の影響は5万年とも 10 万年とも言われてます。風力発電、先日来から出ていますけれども、これは 20 年間使用したら、また廃棄するという計画のようであります。原子力発電でも 40 年。延長しても 60 年の耐用年数だそうです。先日議会でも見に行きました滝山川水力発電所の発電所は 60 年目にして、タービンと発電機を更新して長寿命化をするということで、まだまだ使えるという施設であります。そういう意味ではですね、こういう水に関して私たちは非常に興味を持って見ていきたいというふうに思います。それではですね、次の 3 番目の質問に入りたいと思っております。こちらはですね、先ほど末田議員の方で質問をしておりますので、1 点だけ質問をしていきたいと思っております。先ほど答弁をしておられますように、この新型コロナの感染症対策事業ということで私の方は捉えておりますけれども、経済対策という意味での定額タクシーというふうに理解をしております。まだ、2 か月、3 か月ということなんで、この予算的な状況については、どのような状況かというのも先ほど若干説明はあったんですが、町内にタクシー会社が 3 社ほどあるわけですけども、そのタクシー会社の経済対策という意味では、この割合というのが、ここで出すことがいいんかどうかよくわからないんですけども、経済対策がうまくできてですね、交通インフラが無くなるようなことがあると困りますので、そこら辺のところの見解があれば若干お話していただければと思います。

○富永豊議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

定額タクシーの運行につきましては、町内の 3 事業者をお願いをさせていただいております。大まかな割合でございますが、11 月の稼働分につきましては、三段峡交通が 30%、加計交通が 61%、安野タクシーが 9% といったような割合で稼働をさせていただいております。金額的にもだいたいその割合で推移をしておるというふうに承知をしておりますが、経済対策の面で見ますと、やはり偏りといいますか大きいところと小さいところとどうしても出てきておる実情がござ

いますが、その中でもあなたも通常運行しておりますし、それからスクールバスの関係も運行をしております。ということもございますので、直接的に交通事業者の方が運営が難しくなっているところまでは至っていないというふうに承知をしておるところです。それから合わせまして、貸し切りバスの支援制度も行っておりますので、そちらの方も概ね堅調に推移をしております。その面でもサポートができていないのではないかと考えておるところです。以上です。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

状況は今ご説明したとおりであります。そういった意味では、今回の定額タクシーというのはあくまでも、これまでの事業に上乘せで進めさせていただいている事業でございますので、引き続きそういった意味では各個別の事業者さんとも連携を取りながら、取り組ませていただきたいと。逆にいうとこの定額タクシーの助成事業が、ある意味制度化させていただいた場合には、今度はまた議員ご指摘のことというのもある意味経営にも大きく影響するのじゃないかなと思っております。それはそれでまたあらためて対策を取らせていただきたいと思っておりますし、特にそういった意味では、当該事業体さんが活動されている安野、修道という地域でいうとですね、やはりあの町外への利用者が、やっぱり希望されている方が多いということがありますもんですから、そういった部分の対応ということでもあらためて地域のある意味特殊性として、考えていく必要があるかというふうに思っております。以上でございます。

○富永豊議長

田島議員。

○田島清議員

利用状況について、特に安野、ばらつきがあるように感じましたが、先ほど町長の方の答弁にありました今後のですね、対策に生かしていただければと思っております。そして、そうですね、あなたも、スクールバスである程度補完されているということではあります。新年度、先ほどの末田さんの質問の回答にもありましたけども、新年度当初からの新しく追加、この制度を導入することというのが今のところ難しいというふうな答弁がありましたけども、コロナの状況にもよりますけども、そこらへんで隙間の無い施策をしていただきたいというふうに申し述べてですね、私の方の質問を終わりたいと思います。

○富永豊議長

以上で田島議員の一般質問を終わります。しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時29分

○富永豊議長

休憩前に引き続き、一般質問を行います。1番、大江厚子議員。

○大江厚子議員

1番大江厚子です。よろしくお願いたします。本日は3項目質問いたします。風力発電について、

黒い雨について、それから教職員の労働実態について伺います。まず、風力発電「広島西ウインドファーム」事業計画について伺います。初めに、本計画が町にもたらすメリット、デメリットについて、他地域、これはすでに風車が建設されている地域の実態を踏まえながら、町がこの間主体性を持って検討してきたことについて、具体的にお伺いします。昨日の矢立議員の同様の質問に、町長は事業者の示す「風力事業における地域貢献」のリーフレットの内容をそのまま述べられ、まるで事業者を代弁されてかのような答弁に正直残念でした。今回は重要と思われるメリット・デメリットについて何点か、町が独自に調査、検討されたことについてお答えください。2つ目、筒賀財産区山林に対する件です。旧筒賀村が発行されました「村有のあゆみ」を読みました。そして筒賀村村有林の歴史を知りました。明治22年に全国に町村制が実施された筒賀村が誕生。その翌年1890年、明治23年に、それまで入会山として存在し、入会権を所有する者のみで使用できた山を、様々な困難を乗り越えて村有林として村民みんなのものにしました。これは、「富の偏在を防ぐこと」「富の社会化」を理念としたものです。日本全国でも例の少ない村有林が、先人によって創設されたと記述されています。そして、さらに大変な苦勞の末、国との国有林の下げ戻し裁判闘争で

勝利し、筒賀村村有林が確定されます。村有林は、雇用を生み出し、山林からの富は村のインフラ整備や教育に充てられました。計画的に山を育林し、旧筒賀村にとっては誇りとなるものとなっています。そのような長く誇りのある歴史を持つ山を、いつときの利益のために自然環境を壊すと分かりながら、メリット・デメリットを天秤にかけるような方針をとってはならないと考えます。長い間をかけて、長い時をかけて、育ててきた素晴らしい山林を破壊する行為は、どんな有利な有益な経済効果をもっても引き換えにはできないと考えます。町長の筒賀財産区山林に対する思いをお聞かせください。同時に筒賀財産区管理委員との話し合いはありましたか。あったのならその内容をお聞かせください。3、計画に何も意思表示しないことは、業者は同意とみなして計画は進捗します。いつの時期に判断されるのでしょうか。配慮書に対する意見書で、町長は「計画の抜本的な見直し」も記述されていましたが、これは計画の全面撤回を含むのでしょうか。4、住民の命や健康に対する行政の責任について、予防原則という観点からどう考えますか。ちなみに広辞苑では、予防原則は、環境論理や環境政策で、環境や人体に被害が生じる恐れがある場合、十分な科学的証明がなされていなくても、すみやかに対処すべきとする原則。事前警戒原則とあります。低周波による健康被害は風車の建っている日本や海外で数々の報告があり、研究もされています。過去日本では企業活動で生じた環境汚染による健康被害が起きて、国と自治体が放置してきた時代があります。企業は汚染物質と被害の因果関係を知り得た後も真実を隠し、被害を拡大させてきました。公害病が初めて認定されてから半世紀、行政も議会もその教訓に学び、この町が今直面している事態に生かさなければならぬと考えます。町長、どうお考えでしょうか。5番、CO2削減等の大義のために、自然破壊の恐れのある施設を過疎地域に建設することの不公正さについて伺います。気候変動に対処するため、CO2削減、脱炭素社会実現等の公約に便乗してこの風力発電の事業は、過疎化が進む山間地域の財政や雇用に資するという地域貢献の名のもと進められていると考えます。このことは、原発立地や核のゴミ処理問題にも通じることです。この不公平さについて伺います。以上5点お願いいたします。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。ありがとうございます。大江議員のほうからまず、風力発電の問題について、もろもろご指摘をいただきました。まずあの、メリット、デメリットについて町としてどういう検討をして、これまでにしてきたのかということでございます。メリット、デメリットについては、もろもろこの場でも説明をさせていただいたとおり、まだあの事業者のほうから明確にその点についてお示しがされていないということでもあり、本町として独自で検討と言われましたけれども、なかなかそのことそのものが、難しい状況にあると私どもも思っております。そういった意味では少しちょっとあの、大江議員のご認識と我々が少し、あるいは私が認識、ちょっとずれているのかもしれないかもしれませんが、本計画は、当然町としてやって欲しいということで頼んだわけではありません。むしろ事業者の方がこういうことをしたいということで今計画として、お寄せられたということでその意味で消極的と言われるかもしれませんが、まずは事業者として、事業者の方が主体的に動かれて、その上で関係者に対してしっかりと説得をしていただかなければいけない状況だと思っております。その上で我々としては、必ずしも消極的ではない、我々としてが主体的にこの計画をどういう形でまちづくりについて、取り組むことができるのかということは別途検討していかなければならないと思うんですが、そういう検討を進めるための基礎情報がまだ無いというのが私自身の認識でもございます。とは言いながらも当然、各、すでに建設をされている地方自治体の方には、連絡を取らせていただいて、もろもろ状況なんかもお聞きをしているところでございます。ただあの風力発電施設を建設されている地域というのは、ある意味風力発電について理解をされているというか、むしろ建設側に立った立場からのご発言になるのではないかと思います。それぞれ地域の現状をお聞かせいただいております。その中でも、例えば道路の維持管理についての問題が上がっているとか。あるいは風車の騒音の問題については、やっぱり地域の方から上がっているということは、しっかりお聞きしておりますので、我々自身が、我々として、主体的に判断をする中では、そういったことについてはきちんと確認をさせていただきながら、今後検討を進めていきたいというふうに思っております。ちなみにあの、私ども決して今の段階で事業者の側に立っているというわけではなく、むしろ前回の定例議会の中でもちょっとご指摘させていただきましたが、環

環境影響評価においては、十分な環境影響への対応策を提示することも無く、十分な取り組みをすればあたかもその影響を低減できる、あるいは影響を無くすることができるかのような発言が、指摘が散見されておりましたので、その点についてはきちんと指摘をさせていただいた上で、今後十分な対策なりが取られなければ、計画の撤回も含めて検討いただくように、指摘をさせていただいたつもりでございます。その上で、筒賀財産区のことについても触れていただきました。筒賀財産区については、令和2年6月の第2回の管理会におきましては、役場のほうからも概要を説明させていただき、またあの8月の第3回管理会においてはですね、実際に事業者の方にもお越しいたご説明を財産区のほうでもいただいたところでございます。ただあの当時のご説明では、報道ベース以上の内容はなかったものですから、むしろ計画がまた深まった段階で説明をしたいということも事業者の方からはお話がございました。その当時の一応委員のご指摘としてはですね、例えばやっぱり、町民の皆様への健康被害への点ですとか、あるいは林道を造るという意味でいうと、林業経営への影響みたいなことについてもご指摘はあったかというふうに思っております。ただあの、繰り返しになりますが、現状では限られた情報でございますので、財産区の委員の皆さんもですね、まだまだ、なかなか判断ができるものではないと、いったことではなかったかと私は受け止めているところでございます。その上で、筒賀財産区、山林への思いということもご指摘をいただきましたけれども、今議員もご指摘をいただいたとおりでございます。すでに村有林創設から130年経っているということもあって、歴史を積み重ねるなかで、以前からもご指摘をさせていただいております、第4次の管理計画の中ではですね、「経営の合理化や林地生産力の増強を図り、その経営を通じて筒賀村の財政力向上及び地域住民の福祉の増進を図ることを目的とする」ということと、加えて、「森林の持つ治山治水、環境保全等の公益的機能の役割も十分配慮されなければならない」という規定もございます。そういった意味で先人がこれまでいろんな思いの中でですね、守って来られたこの財産区、特にまあ風力発電施設建設予定地というのが、そういった意味では保護樹帯ということで、これまで手を付けなかった場所であるということも十分に配慮させていただきながら、あらためてこれから検討を引き続き進めていきたいというふうに思っております。またあの、何も意思表示しない場合は、業者は同意とみなすのではないかとということもご指摘いただきました。先ほどもお話をしたとおりであります。特に本計画においては、本町は地権者という立場でもございます。まさに地権者という意味も含めてですね、これ意思表示をしなければ同意したとみなされるとは私どもも思っておりません。むしろ地権者の同意が無ければこの計画は進まないという前提で、もろもろ取り組みをさせていただいているところでもあります。その意味でですね、計画を進めるために、主体的に動かなければならないのはむしろ事業者でありますし、事業者のほうから十分な説明も無く、それこそ同意も無く計画を進めるような事業者であれば、それこそ我々としてこの本町において、計画を進めていただく事業者とはとてもみなすことができないとも思います。その意味において、十分な説明ないしは、主体的にしっかりと町民の皆さん、町、我々も含めて、納得できるような資料を提供をいただけないような事業者であれば、それはまさに同意に値するものではないというふうに思っております。その上で繰り返しになりますが、現段階ではですね、具体的な計画が無い中で、なかなか判断する材料が十分ではないということでございますので、計画の判定の時期、あるいは判断の時期もですね、今の段階で明言をすることはできないというふうに思っております。来年年が明けて、環境アセスも次の段階に移りたいというお話も聞いております。その過程の中でですね、情報が出てくると思いますので、あらためて十分な判断に足る十分な情報が出てきた段階で、きちんと判断を進めていきたいというふうに思っております。すみませんが、長くなっておりますが、予防原則についてもご指摘いただきました。9月の定例会でもですね、申し上げたとおり、町の第一の役割は、町民の安全と安心を守ることだと思っております。その意味において、これも先ほどお話をしました、十分な環境影響への手立てが取れないような計画であれば、事業の撤回も含めて検討いただきたいということは、環境アセスの中でも意見として提案、提出をさせていただいたところであり、この考えは今も変わっておりません。続きまして最後に、CO2削減等の大義のために自然破壊の恐れのある施設を過疎地域に建設することの不公平さ、ということでご指摘をいただきました。あの不公正というところが少しすみません、私も理解をできていないところもあるかもしれませんが、あらためて日本政府としても風力発電を含めた再生可能エネルギーの推進をされておられるし、またそういうことについて応援をしていきたいという国民の中の雰囲気というものもあるのだと思います。そのことを私も否定をするものではありませんが、一方で本計画

そのものは安芸太田町のある意味豊かな自然の中で、大変大きな開発を行う事業ということでございます。その意味においてはですね、我々としてもかけがいのない自然を守る、あるいは住民の生活を守るという意味では、再生可能エネルギーを導入するという、まあおっしゃた大義とは別の観点で、要は、我々は我々として、繰り返しになりますますが主体的に本町にとってプラスなのかマイナスなのか、それは財政的なメリット、デメリットではなくて、我々の町をこれからどうしていきたいかという観点からの判断というのをしっかりと主体的にしていきたいと思っておりますし、町民の皆様にもこれを機会にぜひ、我々のまち、どういうまちづくりを進めていくのかということを考えていただきながら、そのご意見を私としてもしっかりと受け止めていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○富永豊議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。私とは、考えの根本がやっぱり違うのかなというふうにお聞きしました。事業所が、環境を配慮してどのような方法を取って来るかを、まあ聞いてからというか、判断してからということですけど、そもそも安芸太田でいえば 16 基になるかどうかわかりませんが、ともかく 3 等分して 16 基分の木を切り、取り付け作業から云々閑雲、かなりの木が切られ、で、風車が建つ下にはかなりの深さが掘られ、そこにコンクリートをかかり入れて、水脈を断つていうことはもう、どう配慮しようが事実というか、それはもう行われるんですよね。それをどう配慮しようと、そりゃあもうその風車が建つということは、そういうことだというふうに思います。で、それを自然を守りたいというか、自然をこのまま維持したいというものにとっては、それが耐え難いということになると思うんですね。そこは事業者がどう配慮しようが避けられないというか、もう当然やっつけてしまふべきところだというふうに思います。で、若い人たちが中心になって学習会をされたり、年配の人ですけど。あの勉強会をされています。それこそ主体的にこの町がどう変わっていくのか心配だからされてるんですね。それを行政が、待つ姿勢でっていうのはちょっと考えられないというふうに思います。で、例えば役場の研修会で中嶋さんは、作業道設置については、十分配慮された工法を取らないと必ず土砂災害を起こすと、指摘されたと聞いています。町長は、自然を生かした町づくり施策を進めながら、その方針と、そういう災害の危険性がある一事業者の事業とのその矛盾というのを感じられませんか。それからいろんな資料を、インターネットで探せばあるんですね。で、平成 24 年度第 1 回広島市環境影響評価審査会という議事録があります。その中には、広島市の環境局の課長が、風力発電所を造るような場所は非常に自然が多いところ。山の稜線、尾根線であったり、自然の多い場所に造られることが多いです。風力発電は、風車を建てる場所だけの改変ではなく、そこまで取り付け道路を造るとか、あるいは送電施設を造るとか、相対的に線的に、あの線の線ですね、線的に改変する面積が相当広がってしまいます。これによる生態系への影響、脆弱な自然環境に造ってしまうために、その環境を一変させてしまう。というような意見もあります。やはり行政は、それこそ主体的に独自の調査して、その調査をもって事業者と相対峙すべきではないかというふうに思っています。で、議会としても、金城町に行って研修も行ってきました。で、いった固定資産税は、交付税の減収も含め、見てね、どれくらい残るのかとか、観光資源になるのかとか、林業への貢献はあるのかとかいうなんを、いうことを視察して、視察研究してきました。そういうことを行政がされない。自ら主体的にされないというのは、どういうことなのか、ちょっと苦しむところです。それから、先ほど私は、業者は意思表示をしないときは、業者は同意とみなすというふうに言いましたけど、他地域、例えば湯来町とかでは、もうすでに地権者との交渉が進んでるというふう聞いています。電源開発は、筒賀財産区の土地利用計画を急いでいるのではないかと考えられます。なぜなら FIT の申請期限が 3 月に迫っているからです。全く交渉、土地の契約についての交渉は無いですよかっていうことをお伺いします。それから、まああの、風力発電に関して町長と私の見解が少し違うのではないかというふうに言われましたが、私はそういう、原発立地もですけど、そういう人体とか自然に影響するものを、ともかく人の少ないところへ作ろうっていうそのこと自体はね、やっぱり不公正だと思うんですね。で、そもそも、労働力を東京に一極集中させた政策が招いた今日の私たちの地方の過疎化です。その状況をそのままにして、事業所は、事業者は町の財、固定資産税とかそういう財政の確保や雇用を図るとか、地域貢献をするとか言っていますが、そういうことに頼らざるを得ない状況を作り出している今の政

府の政策の在り方や、企業の事業展開にこそ問題があるというふうに思っています。私は、自然を生かしたまちづくりを標ぼうされる町長であるならば、その問題を明らかにし、この町は、住民の命や健康を守り抜き、環境は絶対に破壊しない、そういう事業はしないというふうにすぐにでも決断すべきではないかと思えます。自然を生かした町づくりを掲げるなら、自然を愛してやまない全国の人々に届くような、響くようなね、方針を出していただきたい。それこそが、この町の自然を求めてやってくる移住者に対しての最大のアピールだと思いますが、移住してきた人さえ風力発電が建つのなら、またよそへ出ないといけないかねっという危惧を持っている人もいます。実際にも聞きました。その辺も含めて、再度お伺いします。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、風力発電について、再度ご質問をいただきました。あらためて議員のご意見はご意見として、しっかりと受け止めさせていただければと思っております。こういう議論が、議会内だけではなくてですね、やはりいろんなところで進めさせていただければなあと、あるいは進める。あるいはいろんなところで議論されることがやはりまずは重要だなあと思っております。自然を守るということをご指摘をいただきました。私自身もその思いはあるんですが、ただ守るといのが守るだけで放置されてきているということもまた、考えていかなければいけないことではないかなと思うんです。仮にこの私も登山をさせていただいて、素晴らしい自然があるなあとという思いを、立岩山、市間山それぞれ見させてもらいました。ただ、だからと言ってそれを守る、守るときにそのまま放置しておくのであれば、果たしてそれが本当に何というのでしょうか、まちづくりの方向にあるものなのだろうか。さらにそこから一步進めて、守っていくその自然を我々としてはどういう形で、生活に生かしていく、あるいはまちづくりに生かしていくか。やっぱりそういうこともそれはそれとして、計画を敢えて拒否するのであれば、そういったこともやはり町民の皆様には、お考えをいただきたいなあと思っております。その意味において、なかなか、なんと言いますか、煮え切らないというようなことをお思いかもしれませんが、私としては引き続き様々な情報が出てくることをあらためて、事業者の方にも要望させていただきまますし、別途あの財産区の皆さんともこれから現地視察などといったことも計画をさせていただいております。もろもろ情報を集めさせていただきながら、地域、地域であらためてそういう議論を、進めていただくようなことについても、また我々としても取り組みをさせていただきたいと思っております。その上で、土地契約の具体的な交渉ですが、それについては今のところ全くございません。その上で、人が少ない場所で敢えてこういったものを造るということ、その意味での不公正というのを、あのすいません、あらためて理解をさせていただきました。あの私もその思いは、共有するところではございます。ただ、それはそれとして、そうは言いながらその環境そのものについてですね、私としても思うところはありますけれども、それぞれおかれたところでの長を生かしながらやはり地域づくり、まちづくりというのは進めていかなければならないと思っております。決してそういった意味では、迷惑施設とは言わないまでも、そういう大型のものを作る場所ということではなくてですね、むしろ多くの皆さんにこの自然を利用していただく、そういう場が変わるような、そういうまちづくりというのは、やっぱり私自身も進めていきたいと、いうふうに思っておりますし、今後それに気を付けながら、取り組みをしていきたいと思っております。以上でございます。

○富永豊議長

大江議員。

○大江厚子議員

自然を守る、山を守ることが放置することではないと、全くその通りで、今まで十分な活用とか育てていくっていうところがおろそかになっていたということと、大規模風力発電の開発とは全く別の話で、むしろそれは守り育ててきた山を破壊するって、そこが問題なんですね。だから、そこを混ぜて放置することではない、ほおっておくことじゃない。だから開発をっていうことではない。論理としてはそうあるべきだなというふうに思っています。交渉がまだ始まってないということは、了解しました。で、次に、すみません、駆け足になってしましますが、黒い雨訴訟について、聞きます。11月18日に第1回控訴審がありました。この内容について、どのように捉えていますか。控訴審が終わった後、報告集会に参加しましたが、原告、弁護団の表情は明るく弁護団事務局長は

「早く結論を出さなければという裁判所の気概を感じた。早ければ次回2月17日で結審する可能性がある。」と、述べられました。町長はこの第1回控訴審をそのように捉えていますか。2、9月定例議会で、安芸太田町議会は国と広島県に「広島地方裁判所の判決を受け入れ、直ちに控訴を取り下げること。原告84人すべてを、被爆者として認定し、被爆者健康手帳を交付すること。」の要望の意見書を提出しました。この決議を行政のトップとして、どう捉えていますか。3、国の「黒い雨」の援護対象区域に関する有識者検討会についての見解を伺います。国は、11月18日第1回控訴審の2日前、16日に援護対象区域の見直しを視野に入れた専門家らによる検証検討会の初会合を行いました。この検討会について先ほどの控訴審の報告集会の場で、訴訟の原告団長「国は私たちの要求を科学的・合理的根拠がないとして、この40年間以上拒否し続けてきた。この検討委員会に期待はできない。」と言い、弁護団事務局長は「時間稼ぎとしか見えない。」また「判決を受け入れれば区域はすぐ見直せる。というのは、高齢の原告が亡くなるまで引き延ばす時間稼ぎではないのか」ということも毎日新聞の中では書いています。この有識者検討会議についての、見解を伺います。安芸太田には、まだ黒い雨を体験した住民がおられます。これは何度も何度も私、聞いているところなんです、私の個人的な議会だよりを配った後、地元の方から、「私も子どもの頃黒い雨を浴びた。甲状腺や色々病気をした。」とか、先日も「子どもの時に黒い雨にあった。」と話しかけてきました。このように、証言をする機会がなかった人や手帳の申請を諦めた人が、まだまだこの町にはおられます。町は広く証言を募り、援護対象区域拡大を目指して、手帳の交付を支援すべきではないでしょうか。もしそのお考えがあるんなら具体策も合わせて、ご回答ください。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

続きまして、黒い雨の訴訟についてのご質問をいただきました。第1回控訴審についてということでございます。そもそもがこの控訴自体がですね、前回の議会でも話をしました。私としては大変残念な決断と言いますか、だったと思っております。その意味において、これもご指摘をいたしておりますが、関係者も、もう高齢化をされておられる中でですね、早く結論を出していただく。それも黒い雨の降雨地域の拡大を求める皆さんの、思いに沿った形で、とにかく結論が出るように注視をさせていただきたいというように思っているところであります。またあの議会のほうで採択をされた意見書についてのお話もございました。議会の方ですね、採択をされたものでございますので、行政のほうが何か意見を述べるというのもどうかとは思いますが、思いは今言ったようなことでございます。やはり降雨地域の拡大を求める皆さんの思いに沿う形での、とにかく、対応を我々としても、町としてもずっと持つておるものでございますので、あらためてなんて言いましようか、そういった意味ではですね県も市もそれぞれ我々と同じ思いであるにもかかわらず、国からの指導を含めてですね、控訴に至るようなことになったということがやはりそもそも、逆に行政の側としては、大変歯がゆいですし、それをされざるを得なかった知事なり市長なりの思いというのも、相当歯がゆいものがあるのではないかなあと思っております。ま、あらためてそういった意味で我々としては繰り返しになりますが、黒い雨降雨地域の拡大を求める皆さんの思いに沿ったですね、結論がとにかく早く出るように注視をしていきたいというところでございます。またあの国の検討会についての見解というお話をいただきました。そうは言いながらも、国としてもこの対象地域の拡大も含めたですね検討を行うということで始められた会合、その第1回目が開かれたということで、その意味では進歩の一つではあるかなあというふうに思っております。あらためてですね、この検討会でも早急とにかく議論を進めていただいて、黒い雨降雨地域の拡大に沿う中身になればなあという思いでございます。最後、聞き取り調査等についてのお話もいただきました。これも9月の議会でもお話をさせていただきました。一方で確かに高齢化がどんどん進んでおります。その意味においてはですね、ある意味記憶もだんだん薄れていく状況にある中で、これまでそうは言いながらも既に聞き取り調査含めてですね、もう県や市の方でも相当情報量持つておられると思います。あらためてこれから聞き取りを調査をするというよりも、むしろもう既にある証言をしっかり活用をしていただいて、とにかく早めに結論を出していただくことが重要なのではないかなあというふうに思っております。そういったことで県や市の方からまた別途協力への要請があればですね、当然それには対応させていただくということで、これからも取り組みをさせて

いただきたいと思っところであります。以上でございます。

○富永豊議長

大江議員。

○大江厚子議員

ちょっともう少し先に進みますが、控訴審で原告側が勝利すれば、国はさらに上告する可能性もあります。町として、まあ可能性についてここで議論するのもまあ難しいことではあります。もしそうなった場合、原告側に立って国に意見を述べる、上告を取り下げて欲しいというような意見を述べる、直接は国と県になると思いますが、いうことをされるということは、お考えがあるでしょうか。それから、有識者検討委員会について、町長は期待もされているようですが、先ほど言いましたように原告団は全く期待していません。むしろ原告団が分裂されるのではないか、ある人は認められ、ある人は認められないというふうなことになるのではないかとという危惧もしています。さらに国は、この検討委員会に前回、安芸太田町含めて県、市、町が実態調査の結果を踏まえて、ここの降雨域も大雨域と同種の健康診断受診者手帳交付をしてほしいと要望したときに、これを退けた当時の検討委員会の当時の座長が、今回も検討委員会の座長になっています。このような国の人事を見た時に、原告団や弁護団の人はこれはあまり期待できないなというふうに思っています。さらに、もう既に調査、あー4番目の質問についてですけど、更にもう調査からこれ以上はというふうにありましたけど、先ほども言いましたように、初めて言ったとか、差別されることがあったから今まで言ったことが無いとかいう人がまだおられるんですね。で、こういう体験とか、手帳の交付というのは、一人一人の問題だと思っんですね。それがもちろんデータとして、大きな数ということで捉えることはありますけど、出発はやっぱり一人一人だと思っんですね。ですから、やはり今言われたように、高齢化に伴って段々少なくなる現在こそ、もう一度一人二人を探すためにもやるべき調査ではないかと思っますが、いかがでしょうか。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

さらにご質問をいただきました。考えたくないことではありますけれども、あの仮に今回の控訴審において黒い雨降雨地域の拡大の思いを持つ皆さんの主張が通って、それに対して残念ながらさらに上告をされる、ほんと考えたくないことではあります。その際にどう対応するかということについて、私自身もまあ前回控訴の時にはですね、悔しい思いをいたしました。そういった思いも含めて、それこそ、県それから市、そして前回の定例議会でも話をしました黒い雨の降雨拡大地域というのは、市だけではなく周辺市町村もございしますので、そういった方々とも連携をさせていただきながら、また対応についてその時の取り組みの中で検討させていただきたいと思っしております。またあの、検討会の件について、時間稼ぎというご指摘などもあるということではござい。私としては、どういう形であれ、やはり黒い雨の降雨地域の拡大というのをとにかく一歩でも進むということが、まずは重要なのかなという思いを持っております。それが、この有識者検討会によるものなのか、それとも裁判が進む過程でなのかということ、それぞれご意見はあろうかと思っますが、私としては、とにかく一刻も早く降雨地域の拡大に向けた取り組みが一歩でもとにかく進むことこそが、重要なのかなという思いを持っところでもあります。その上で、再度調査についての話もいただきました。早めの対応という意味で言うとはですね、あの一人、お一人また探していくということがその思いとしては理解できる場所ではあるんですが、とにかくもう既に十分な検証のデータなり証言というのはあると、逆に私は感じてるところでございますので、そういったことをしっかりと活用していただくということが重要だと思っしておりますし、別途あのそれこそ黒い雨に対する健康不安やそういったものについての相談事業というのは、町としても取り組みをさせていただいております。またその中でも、今お話があったようなことについても、受け止めさせていただければなあというふうに思っところでもあります。以上でございます。

○富永豊議長

大江議員。

○大江厚子議員

ちょっとさかのぼってしまいますけど、国の控訴については、法律上は県、市は国のえーとそういう考えを無視、無視というか、よりは原告側に立つか解決をできるんだっつたんですね。法的に



は。指示が国からは出てなかったんですね。だから法的なそういう縛りは無かったのに、まああの国のその意思をしん酌してやったということがあります。で、もし指示が出てたら、しかも指示が出ていて県と市が交付をしたなら、国はまあ、あのペナルティなり裁判なり起こすかもしれないけど、それまでにはもう手帳は交付され、確定できたというふうにさえ言う学者もいます。ですからこのたびの国のやり方とそれから県、市の腰の弱さっていうのはやっぱりね、原告側にとっては、残念なことだったなあというふうに思っています。えっと一時間が、時間ばかり言って申し訳ありませんが、まあ黒い雨訴訟については、まだこれから結審、それから判決の言い渡しがあると思いますので、また注視していきたいというふうに思います。次に教職員の労働実態について伺います。現在、教育現場は多忙化を極め、教職員の労働実態は、長時間労働をせざるを得ない状況になっています。異常とも言える超過勤務の実態、健康破壊、特に長時間労働による過労死や精神疾患、休職を余儀なくされている職員もいると報道されています。質問に入ります。安芸太田町の小学校、中学校教職員の労働実態について伺います。勤務時間、これは勤務時間が難しいのなら、時間外勤務をどのように把握されているのか。それからあつてはならないことですが、持ち帰り業務の実態はあるのか。あるなら把握しておられるのか。伺います。そして2番目に、このことこの実態について、町、教育委員会はどのように捉えていますか。以上です。

○富永豊議長

学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

安芸太田町小中学校教職員の労働実態についてということで、時間外勤務それから持ち帰り勤務の実態についてというご質問について、お答えをさせていただきたいと思っております。まず安芸太田町の学校では、平成31年に学校における働き方改革取組方針を定めました。学校での教育の質の向上を図り、長時間勤務を解消し一人一人が職場でやりがいを持って勤務できる環境づくりを目指すものです。そのために、教職員が子どもと向き合う時間の確保それから長時間勤務の縮減を目指す姿としています。また、昨年の12月には、給特法、公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が一部改正されたのを受けまして、本年4月におきまして学校の教育職員の業務量の適切な管理及び健康福祉の確保を図るための方針を策定しました。この方針では、時間外勤務の限度時間を月45時間、年間360時間としているところでございます。では実際の学校の時間外勤務や持ち帰り勤務の状況について、お伝えしたいと思います。時間外勤務は、昨年度小学校で平均38時間53分、中学校で43時間15分でした。今年度については10月末段階でございますが、小学校で平均37時間32分、中学校が32時間6分でした。持ち帰り業務については、昨年度12月に実施しました調査によりますと、小学校が平日週当たり8.9時間、中学校で9.8時間でした。今年度については7月に実施した調査によると、小学校が平日週当たり2.8時間、中学校で2.1時間でした。小中学校ともに時間外勤務、持ち帰り業務が今のところ縮減している状況ではございます。とりわけ中学校での縮減が顕著となっております。これは、全国的な流れや方針に基づいた学校運営の基盤が構築されてきたことで、職場の中で業務遂行に対する意識や取り組み方が変わってきたことが、大きな要因であると捉えております。以上です。

○富永豊議長

大江議員。

○大江厚子議員

時間外勤務それから持ち帰り業務の実態は分かりました。その上で、3番目以降の質問に入りますが、まず、1971年「公立学校教職員給与特別措置法」給特法、が成立され、基本給の4%の教職調整額、当時でいうと6時間から8時間ぐらいの残業を見込んでその上乘せが、基本給になったと。その上で、時間外それから休日勤務の手当は不支給になっています。ですから、今言われたようなその時間外が37時間とか持ち帰りが2時間とか、そういうことは、今の6時間又は8時間を引いた部分は、もうまあこういう言い方がどうか分かりませんが、タダ働きということになるということになりますよね。よく定額働かせ放題っていうふうな言い方もされていますけど、そういう実態があるんじゃないかというふうに思います。それで、質問です。時間外勤務や持ち帰り業務の縮減の具体的な取り組みについて伺います。先ほども言われたように、こともありますが、このような教職員の劣悪な労働実態を受けて、文科省もようやく重い腰を上げその実態把握と改善に向けて動き出しました。そして2019年の12月に給特法を改定しました。その前後から、文

科省では様々な指針が出されていると思います。それを受けて、広島県教育委員会は1つには、「学校における働き方改革取り組み方針」、2018年の7月に出しています。具体的な内容、取り組みの内容として、7項目ほど挙げています。大きい取り組みの一つとして、学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備ということでその具体的な内容として、7項目挙げています。スクール・サポート・スタッフの配置とか校務支援システム等ICTの活用とか、そして次が大変重要だと思うんですけど、各種計画、事業、調査・照会等の見直し。ものすごく業務が煩雑が多いというふうに聞いています。それから研修の見直し。教員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や実施時期などの見直しというふうにあります。そして、教材のこと、支援が必要な子どもへの対応、業務等々、7項目挙げていますが、本町ではこの7項目の取り組みについて、どのような方針が出されていますか。それから、先ほども言われましたけど、時間外勤務の目安を、月45時間、年間360時間とされていますが、達成できるのかどうかも含め、でも本来は、本来はあるべき姿ではないと思いますので、これを達成できるのかと、それからさらに削減する取り組みをどうされるのかをお聞きします。それから、変形労働時間制が自治体で導入することが可能となりました。この制度については、多くの問題が指摘されています。広島県や安芸太田町の動向はどうでしょうか。以上お聞きします。

○富永豊議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

それでは、大きく2点いただいたと思いますけれども、最初の1点目について、原則的などころでお話させていただきます。この教員の勤務実態調査等々はですね、既にもう10年以上前から、私が中学校の呉の校長の時から、始まっているんですけど、私はその時国の調査事業の一員として参加してですね、現在の働き方改革のもとになるところと一緒に作らせていただいた経験があります。そういう中で、教員の多忙化という中に、一方では、これは当時ですよ、子どもにかかわることは全て教職員、私の仕事だという意識が非常に強いのが、先生方の思いなんです。思いなんです。だから学校の中でチーム学校として、みんなで取り組めばいいのにその先生の思いというものが、この子のことは私が一人でやるんだという先生が、たくさんいらっしゃるということに気が付きました。しかし、学校の職員全員が、一緒に進めていく、職種を超えて仕事をしてくということ、一つのきっかけとして今回の働き方改革も出てきているところあるんですね。ですから、いわゆる先生方、校内の様々なメンバー、管理職、教諭、養護教諭、事務職員、栄養職員、ほか教育支援員さん含めてそれぞれの役割分担を明確にして、本当に先生方が何を成すべきかと。どこを先生方がやればいいのかと。これは誰でもできるんじゃないか。そしてこれは事務の人でないとできない。これは養護教諭でないとできない。そういう仕分けをするということをししないと、解決できないだろうという意見もあったんです。そういう中で、生まれたのがスクールサポートですね。先生が印刷したり、テストの枚数を数えたり、あるいは実験道具の片づけをします。それは敢えて先生でなくても他にやってくれる人がいいじゃないかというふうな訴えの中に、国としてのスクールサポートというのが生まれて、現在、全部の学校じゃありませんけど、3校ですね。やや規模の大きい中学校2つと小学校にスクールサポーターが、入っております。このことで、例えば印刷あるいは枚数確認。そういうふうなこと、あるいは片付け、そういうふうなことをやっていただくと。いうようなことで、本町も取り組んでおります。それから、一つは、先生方は日々勉強し、研修するという非常に大きな役割も持っています。そういう中で、その研修するために、膨大な時間を費やす。議論が白熱し、時間をオーバーしてしまう、そういうふうなことがあるわけです。それについては、本町では、その研修する、特に授業を研究する、主体的で対話的で深い学びの授業をなさいたいというのが国の方針です。読み書き計算で、ペーパーテストで点数をつけることだけじゃなくって、しっかりと対話した学びっていうものを作り上げていく。そういう研修をしていくためには、随分時間がかかるだろうという点では、本町では今、様々なICT機器を使って、子どもたちの発言内容をしっかりと録音して取って、それをしっかりとやっていけば、同じところを堂々巡りでやるような研修無くなってくるというふうなことで、今その研修の短縮化、効率性を図るための研究もしています。少しずつその成果が見えつつあるところでございます。しかし、国のほうでは、方針として45時間までですよ、360時間ですよ。これは本来ゼロですよ。ゼロになるべきです。持ち帰りも無いほうがいいです。ですから、そういうふうなことをこれからも、これまでの研修の在り方を

見つけ直し、そして効率性を見つめながら、AIで済むところ、ICT機器で済むところは、そういうところに委ねて時間を少なくしていく。また、一つは中学校では部活動というのがあります。これも大変大きなことで、勤務終了過ぎるまで部活をやるというような状況があるわけですが、これらについても今国の方針では、土曜日、日曜日の部活は、地域の人や学校外の人に委ねてはどうか。もっといけば、学校の部活動は先生方以外の人に指導してもらってはどうかというふうな方針も出てきております。そういう点で、そこらをつずつ、安芸太田町の実態に踏まえながら、そういう取り組みを進めていく必要があるというふうに思います。取り組んでいること、これからのことを含めて答えをさせていただきました。残りにつきましては、課長のほうからさせていただきます。

○富永豊議長

児玉学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

先ほどご質問にありました具体的な取り組みのことについてなんですけれども、現在学校のほうで、教頭、事務長を構成員とした業務改善推進協議会というのを開催しております。これでは、この協議会では、各学校でその業務改善に伴ってのいろいろな取り組みをしたことを相互に共有しあって、いい部分は自校に持ち帰ってということをやっております。具体的に申し上げますと、帰るボード、これは教職員の出入り口に設置して、各自が退庁時間をあらかじめ示しておくことで取り組むことをしているものでございます。こういったいろいろな学校間で取り組みについて、相互に共有しながら、長時間勤務にならないようなことをやっております。それから変形時間労働制について、いわゆる休日のまとめ取りについてですが、これは例えば勤務時間7時間45分を10時間まで伸ばし、伸ばした分を夏休みなどの長期休業期間に集中して休日確保するというものです。これにつきましては、前年度の指針定める限度時間、先ほど申し上げました月45時間、年360時間というものをクリアしていないとこういったところできないということもございまして、本町におきましては、引き続き教育活動がこういった長時間にならないようところで業務改善を図りながら、取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○富永豊議長

大江議員。

○大江厚子議員

すみません、先ほどの取り組み内容で7項目、1から7まではこの当町では、指針としてきちんと出されていますか。7項目。はい。申し訳ありません、支援員の労働条件について、今日伺えませんでしたので、また次回。で、全ての労働現場に言えることですが、労働者にとって労働が精神疾患を発病するとか、あるいは過労死する状況は異常だということをはっきり言わなければなりません。教育現場にとって最優先されるべきは、教職員の労働環境の改善であると考えます。先ほどもありましたけど、子どもと向き合う時間がほしいという教員の当り前の要望を保障できない教育現場は、子どもにとっても不幸です。教職員の命を守り、健康を守り、8時間は労働、8時間は休息、そして残りの8時間は自分の自由な時間のために、その具体的取り組みを一層進めるべきだと思います。そして、最後にこの教員の現場ではないんですけど、このコロナ感染症が拡大している現状で、ライフラインを維持するために現場で働いている労働者への負担が大きくなっています。とりわけ、医療従事者への犠牲を強いるような施策をとっているとしか思えないほどの、国の医療への支援は不十分です。そして、企業の経営を維持させるためと称して、労働者の解雇・雇止め・賃下げ・一時金カットが行われています。その中でも深刻なのは、女性労働者です。10月の女性の自殺者は851人、前年同月比8割以上の増加です。弱い立場に置かされている者に更なる追い打ちをかける仕打ちだと思います。こうした社会は根本的に間違っています。この社会の在り方そのものを見直し、変えていかなければならないと考えます。以上です。

○富永豊議長

以上で大江議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。空気清浄を行います。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時36分

○富永豊議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。6番、津田宏議員。

○津田宏議員

みなさん、こんにちは。いよいよ最後の一般質問になってまいりました。しばらくの間、耳を傾けていただければ幸いです。最近、想定外のことが多く起こっているように思います。新型コロナウイルス感染症によっていろいろな形態が変わってまいりました。地域経済を支える方々がいろいろな工夫をされております。ピンチこそ最大のチャンスだという方がおられますが、そのチャンスをどう作るか。作ろうと思っても、出来ない方々にどんな手立てができるか。しっかりと考えながら対応していかなければならないと思っております。さて、今年7月4日に発生しました九州熊本の豪雨で洪水による3千億の被害、台風ではありません。線状降水帯という4年前の広島市土砂災害と同じ気候変動の一つであります。予測のできる水害で65名の方が亡くなりました。この川は12年前に川辺川ダムの建設を中止した経緯がございます。当時は一秒間に流れる水の量が、河川法によって決められておりますが、毎秒4,700トン程度でありましたが、今回は毎秒8,000トン。想像を絶する水量であり、堤防決壊などいうやわなものではなく、現地の方はまさに津波であったと言っております。復旧については、県、国、そして市町村一体となった取り組みで、生活再建については、熊本地震の時より2か月早く仮設住宅に取り掛かることができっております。昔はプレハブ住宅でしたが、今では基礎を打ちます。なぜかという、仮設住宅は2年しか入れないが、2年後にもう高齢化して家を建てきれないという人のために、地元で譲渡した形でそのまま住むことができる。雨音は被災者にとって恐怖心をおおるので、屋根には瓦にしてあります。このように、地域の行政に携わる者は、災害対応のため、国・県と連携し地域の要望を実現する働きかけが必要だと考えております。全国で毎年起こる災害、この人命を守ることこそ政治の最大の役割であろうと思います。やはり、まさかにはあります、そのまさかがいつなのか。危機管理をしっかりとやっていくこと。被災した後の、国、県との連携、国が進めている国土強靱化。ひところ建設業は悪みみたいな言われ方をしていましたが、そうではありません。災害のあと、最も必要なのは建設業であります。地域の建設業が持続できるためにも、公共事業の必要性が問われております。水害においては、ダムの議論に入ってまいりますが、ダムが必要なのではなくて、人命を守る手段は何なのか。地域の中では、ダムの賛否によって仲違いや分断ということも予想されておりますが、政治に携わる者は、覚悟を持っていろんなことに取り組んでいかなければならないと考えております。それでは、通告した質問に移らしていただきます。国道・県道の整備について。我が町でも、平成30年6月6日午後8時頃津浪の国道191号において、崖崩れが発生し、帰宅途中の加計高校の男性教諭の方が亡くなられ、国道は全面通行止めとなり、同年8月14日に町内の国道・県道の道路防災対策強化について、緊急要望書を県知事に提出いたしました。その後県は、法面の緊急点検、高速道路の無料化等の対応はしましたが、本年もまた国道433で同じような崖崩れが発生しており、町内の道路防災対策強化は全く進んでおりません。この道路は、児童・生徒の通学路になっており、一つ間違えれば人身事故につながりかねない状態です。その他、国道191号松原地区掘割、県道弁財天加計線、土居から寺領、国道186号、殿賀鶉渡瀬、県道澄合豊平線、修道地区等多くの危険箇所が町内にはありますが、町の県、国へ対する対応について伺います。また、先日高齢者の方が夕方薄暗い中、国道を横断中乗用車にはねられ、入院されその後亡くなれております。国道の照明、歩道の整備、道路の草刈り、立木等の伐採、舗装の陥没、降雨時の排水溝の整備などの対策についても伺いいたします。よろしく申し上げます。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

あらためて津田議員のほうから、国道・県道の整備についてお話をいただきました。特にですね、危険箇所の整備状況、その詳細については、また担当課より少しお答えをさせていただきたいと思っております。その上で大枠としての国道・県道整備、特段のその検討への要望のほうについて少しご紹介をさせていただければと思います。あの議員のご指摘にもありましており、あらためて本町は特に狭隘な地形も相まってですね、道路整備が大変遅れているところでもありますし、また危険箇所も相当残っている状況だと認識をしております。そのためにですね、私も私自身も、都度、県には足を運ばせていただいてもろもろ改修等についての依頼をさせていただいておるところでございますが、あらためて、特に今年はですね、道路とそれから、あるいは河川改修等の県の整備5か年計画の改定の年にあたっておることもありまして、更に特別にと申しますか、私自身も県議会議員

あるいは県庁の土木建築局長にも直接要望活動をさせていただいてるところでございます。あの現在そういった意味では、その整備5か年計画に盛り込むという意味においては、大きなものと言えますと、道路整備の関係では、今ご紹介いただきました、一般国道191号の松原地区、一般県道弁財天加計線、これ土居から寺領区間のものがございます。さらにそれにこの2つは、今もまあ整備計画に入っているんですが、引き続き整備計画に盛り込む、盛り込んだ上でこれから予算要望も図っていくべきところだと思います。加えて、一般国道186号殿賀、鵜渡瀬区間さらには一般県道の澄合豊平線。これは修道地区のことでございます。そしてもう一つ、一般国道191号、これ宇佐地区の鉄橋がちょうど架っているところがございますね。ああいった部分については、とりわけ早急に対応いただきたいということで、ご要望させていただいておりますし、また一般国道186号天神原地区の歩道設置ですとか、あるいはこれもご紹介いただきました加計地区において今回も災害の関係で土砂崩れが起きた道路がございましたが、そういった災害対応としての道路防災事業、こういったことについてあらためて要望させていただいております。ちなみにですね、河川改修のほうもこれ県管理の部分で言いますと、丁川、田ノ原地区、西宗川の修道地区の護岸整備ですとか、あるいは河川全般、県管理の河川全般の土砂掘削・樹木撤去をお願いしておりますし、またあのさらに加えさせていただきますと、砂防事業としては、青ヶ迫川、これは現在も進めておりますが、これに加えて井仁口川、そして急傾斜地崩壊対策事業としては、現在川手中地区におきまして進めておりますけれども、穂坪・明ヶ谷地区についても、あらためて要望させていただいているところであります。そういったあのものも引き続き、要望させていただく中で、町民の安全安心の確保に向けて引き続き努力をさせていただきたいと思っております。なお付け加えての説明については、担当課のほうから答弁させていただければと思います。

○富永豊議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。失礼いたします。国道・県道の路線危険個所の整備状況について、ご説明させていただきます。近年の異常気象により各地では大きな災害が発生しております。安芸太田町内では幸いにいたしまして、大きな被害は発生しておりません。が、しかし、町内国道において規模の大きな法面崩壊の災害が発生しております。現在も、道路交通規制をしいておりまして、片側交互通行となっております。このこともあり、広島県におきましては、未然に被害を防ぐための対策事業といたしまして、ソフト部門でまず法面調査を実施しております。そのソフト部門の説明の前に、まずあの、今、片側交互通行の規制の状況をお知らせさせていただきます。国道191号、坪野法面崩壊箇所、これ昨年度に崩壊した場所がございますが、現在片側交互通行でございます。工業者が決まりましたので、今、工事着手準備中でございます。完成年度につきまして、完成予定につきましては、令和4年3月を目指しておるところです。続きまして国道191号宇佐、路肩下の崩壊となります。こちら今現在片側通行となっております。現在、設計中でありまして、設計ができ次第工事発注となっております。完成時期は未定となっております。続きまして国道433号線、百々山トンネル下流の法面崩壊箇所でございます。こちら今現在片側交互通行となっております。現在、工事発注を行い、工業者が決定したところがございます。こちらの完成年度の予定は、令和3年8月を目指しておるところです。これらの災害は被災箇所が大きいこと、また法面が急斜面なこともありまして、慎重に調査設計を行う必要があり、多くの時間を要しておるところです。そのため工事発注が遅れることとなっておりますが、今後は早期に工事を完了し、通行規制を解除していただき、通行車両が安全に通行できるよう復旧工事を実施することとなります。町民の皆様、通行者皆様にはご迷惑をお掛けしますがご協力をよろしくお願いいたします。続きまして先ほどのソフト部門の紹介をさせていただきます。法面状況の調査でございます。昨年度広島県が実施いたしました「今後の法面对策のあり方検討会」におきまして、既存の測量データを活用いたしまして、抽出した法面高5m以上、斜面勾配50°以上の斜面におきまして、現地確認や地形・地質、被災履歴等を取りまとめを行いまして、危険度評価を実施いたしました。検討会では、危険度評価結果等を踏まえ、今後の法面整備方針がまとめられたところがございます。今年度からは、安芸太田支所管内でも新たに斜面上部、斜面よりまだ上の部分です。こちらの落石等のリスク把握のための詳細調査に着手いたしました。安芸太田支所管内、北広も含めまして600箇所ございます。これらのソフト部門をまず終わらせていただきまして、ハードの両面からの法面对策を計画的に実施していきたいと考え

ております。続きまして、国道の照明、歩道整備、草刈り、立木の整備、舗装の陥没などの維持管理状況でございます。先ほど議員さんのほうからもありましたように、191号、役場の上流付近で道路横断中に車に轢かれましてお亡くなりになられた事例がございますが、それが照明について説明をさせていただきます。道路照明は、夜間あるいはトンネルのように明るさの急変する場所におきまして、道路状況、交通状況を的確に把握するため、交差点、横断歩道、橋梁、バス停の箇所ではこれらの箇所で必要に応じて設置するものとされております。このたびの事故箇所におきまして、歩道は整備されておりますが、これらに照明につきましてはこれに該当しないため、設置されない箇所に該当いたします。現地の状況から、特別に道路照明が必要な状況であれば、該当することといたしまして、地元で設置をしていただいております防犯灯の設置の可能性はあるかと思われま。道路施設の維持管理状況ですが、広島県におきましては、業者委託によりましてパトロール、実施いたしております。施設の異常を発見した場合には県又は権限移譲におきまして、町において維持工事、維持修繕工事を実施しております。パトロールの他に町民の皆様や通行車両の方の情報も大変重要となりますので、今後も情報提供をよろしくお願ひしたいと思っております。続きまして、先ほど整備計画の話がございましたが、その中で現在進んでいる箇所、新規に要望している箇所、町長のほうから紹介があったと思いますが、いずれにいたしましても、工事の実施、契約の実施、進捗はやはり遅れております。今年度になりまして産業建設常任委員会の皆様と、私も同席させていただきまして県議会の方にと、建築局長のほうへ要望に行かしていただいております。要望内容は、現在進めております事業と来年度からの5か年計画への整備計画への新規箇所を含めた要望活動でございます。この活動も、採択というか、道路整備計画に位置付けられるのちも、来年度以降も実施を、この活動をさせていただきたいと思っております。早期に住民、通行者の皆様安全に通行できるよう、目に見える形で工事实施、予算確保につながるよう強く要望を行っていきたく思っております。以上です。

○富永豊議長

津田議員。

○津田宏議員

要望事項、いろいろ奮闘されておるようでございますが、実際ですね、松原の191掘割、もう10年前に地元は賛同されて進めとる。いまだに手つかずというのは、異常ですねこれね。もっと政治力使ったらどうかと思うんですけども、政治力が何になるという話もなかなか言えんところがあるんですが。それとあと土居の、せっかく予算が付いたのに、地権者の同意が得られない、止まったまま、8年ぐらいですね。そういうようなことが数多く見受けられます。予算を付けてもらったから、地元の調整にすぐ回る、あるいは調整した後で予算を付けてもらう。ついてからどうしようかじゃなしにね、もっとこう現実にもものなるような動きをしていただきたいとぜひ思います。またあの観光シーズン前の草なんかはですね、観光シーズンに入ってもまだ切っていないような状態が見受けられるところがあります。なるべくタイミングのようにやってもらいたい。それと後救急車、ヘリポートがグラウンドにあるんですけど、そこに救急車が入る場合に上の木が邪魔になってですね、やっぱりちょっとそういう苦情がちょっと消防署のほうから聞いておりますけども、そういう対応もできればお願ひしたいと思っております。続きまして、次の質問に移らせてもらいます。町内水道施設の維持管理についてでございます。数年前ですけど、筒賀の田之尻地区の配水池が、クラックが割れて水が漏水しましてですね、33世帯が断水するという事態になったことがございます。その時は筒賀支所職員と建設課の対応で、2か月間仮設の受水タンクを設置し、配水池の補修を行い、田之尻地区の長期断水を回避することができたと聞いております。このように町内18か所の簡易水道の老朽化がかなり進んでいると思われ、このまま放置しておく、埋設管漏水による道路の陥没事故、配水池等のトラブルによる広域的な断水になりかねません。また、小規模水道、あの民間の方でお金を出し合って維持している小規模水道ですが、施設が26か所あります。この施設も同様に老朽化しており、使用材料、パイプについても規格品以外のものが多く使われ、施設もございまして、修理の時かなり支障をきたしております。町内には、指定給水工事店の登録が94件あるにもかかわらず、緊急対応できる事業所が少なく、冬季の凍結による漏水修理など町民に不便を強いる状況になりかねない状況となっております。その中で、水道法の一部改正する法律、平成30年法律第92号において、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、人材不足等の水道事業の課題に対応し、水道基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずるとあり、1番、市町村は水道の

基盤の強化に関する施策を策定し、推進実施するよう努めること。2、都道府県は市町村間の広域連携を推進するよう努めなければならない。3、市町村は、その事業の基盤の強化に努めなければならない。以上のように関係者の責務の明確化を提示しております。また、資産管理の推進として、市町村は、良好な状態を保つように、維持及び修繕をしなければならない。水道施設台帳を作成し、保管しなければならない。

施設の計画的な更新に努めなければならない。水道事業に係る収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならない。そして、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善の措置を講ずるとありますが、次の4項目、町内簡易水道施設の老朽化状況と対策についてと町内小規模給水施設の状況、問題点と対策。井戸その他の給水施設の状況。県が提案する広域化にどう対応するのか。以上について

田島議員の質問と重複する項目については、省かれて結構でございます。ご答弁をお願いします。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、町内の水道施設の維持管理等について、ご質問をいただきました。あらためて現在の町内の簡易水道それから小規模の給水施設、さらには井戸そのほかの給水施設の状況、それから対策についてはですね、またのちほど、担当課のほうからお答えをさせていただければと思うんですが、総じて、老朽化、かなり進んでおりまして、その更新等が大きな課題になっているところであります。先ほどの田島議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、あらためて町内の水道、この老朽化ということに加えて、人材、専門職の確保、それからさっきは緊急時の対応という話もしましたが、加えてあの経費そのものの抑制といったこともまあ大きな課題と認識しております。それらの大きな課題について、県のほうは統合化ということでご提案をいただいているところございまして、あらためて私も、その参加の有無について検討をしているところであります。あらためてですね、先ほどもお話をしたとおり、そうは言いながらも町民の生活に必要な不可欠なライフラインの問題でもありますので、いましばらくお時間をいただきながら、さらに慎重に検討を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。のちほど詳細については、担当課よりご説明をさせていただきます。

○富永豊議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

建設課のほうから町内簡易水道施設の老朽化状況と対策について、説明をさせていただきます。町簡易水道では、26個の水源を持ちまして、浄水場22施設、配水池32池、ポンプ所11箇所によりそれぞれへ供給を行っております。また、管路約145キロメートルにもおよびます。それぞれ、施設は60年以上、管路につきましては50年以上が経過しているものもあります。それで老朽化は重要な課題となっております。施設の老朽化対策といたしまして、今後の事業運営を持続していくためには、施設及び管路の計画的更新が必要と考え、平成29年度に「安芸太田町簡易水道事業更新計画」を策定しております。計画を策定するにあたり、それぞれ、経過年数、耐震性、漏水状況等を踏まえ、優先順位を決めまして更新計画を定めております。30年度より、津浪地区で補助率1/3の国庫補助事業を活用いたしまして、管路更新工事を始めております。また、遠隔監視システムによりまして、設備の稼働状況、配水水量、水質の状況を随時監視している他、週1回の施設点検で状況確認を行っております。状況により、機器のメンテナンス、管路の漏水調査を行い、必要に応じて更新、修繕を行っております。更に、突発的な漏水等の緊急時に対応できるよう、建設課、各支所で連携し、修理材料の確保や給水タンクの共有、職員の応援体制を整えておるところです。耐用年数の経過や漏水状況を踏まえ、多くの施設更新を行うことが必要な時期ではあります。しかし、財政負担を踏まえ計画的な更新を進めてまいります。更新までの間は、施設の状況監視、情報伝達等、状況を留意して取り組んでいくことが必要と考えております。建設課からは以上です。

○富永豊議長

上手住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

私のほうから、町内小規模給水施設の状況、問題点と対策。それと井戸その他の給水施設の状況ということで、午前中の田島議員さんへの答弁で数字的なものは建設課のほうから答弁しておりますので、それ以外の部分についてちょっと答弁をさせていただきたいと思います。問題点についてでございますが、これはあの町の簡易水道と同様に、まず施設の老朽化が進んでいるという状況です。すべての状況を把握しているわけではございませんが、昭和40年代や50年代に整備された施設も多く、修繕を頻繁に要し、相談を受けるケースが多くございます。また地域の人口減少や高齢化が進み、保守に必要な共同作業また修繕といった維持管理が困難にあるといったことも伺っております。こうしたことへの対策ですが、こういった水道組合のほうへは、要綱を定めまして、施設整備費への2分の1補助、また、断水時の給水、また可能な範囲で復旧作業の支援を行っております。またこうした地域の水道組合が、こうした自己水源の保全や適正管理の役割を担っていただくなかで、町としてはこのような支援を継続しながら、今後の状況を注視し必要な対策を講じてまいります。そして井戸の状況でございますが、こちらの井戸の整備につきましても、個人の井戸ということでございますが、こちらに対しましては、先ほどの要綱に基づきまして、25万円を上限に3分の1を補助しているところでございます。以上でございます。

○富永豊議長

津田議員。

○津田宏議員

ありがとうございます。町内の水道施設、かなり老朽化をしてるということで、直すというと莫大なお金がかかると思いますが、そういう面で材料の統一とか、技術者の提携とか、そういう面での連携というのはどうしても避けて通れないと思います。また別な面で連携を、広域連携した場合かえって高くつく、そういう場合もあると思います。私が思いますのに、広島市が一切借入れを起さずに、自己財源で水道運営をやっております。毎年4万mの水道の入れ替え、そして耐震用にですね1,000mmの管をバイパス管としてですねいろんな配水池をバイパス化しております。この間災害があったときもバイパス管で調整池が流れても給水ができた。そういう施設をやっております。我が町でそれをするというたら、ちょっと難しいことがあるかと思いますが、そういうノウハウの連携は、かなりやっていくべきだと思うております。それとですね、我が町には石綿セメント、ご存じのようにアスベスト、これ使用禁止だと思うんですけど、そういったところも、この間の漏水事故であったように聞いておりますが、そこらの点検、早急に直す予算も取ってもらわなくてはならない。それと指定工事店、これがですね地元が何社ですかね、全体が94おるけど地元が16社ぐらい、14かな。そんな中でも実際緊急の場合には動いていただけないのが、現状ではなかろうかと思えます。ある程度、そういう緊急対応の当番店と言いますか指定店については、差別化があるんじゃないかと思えます。登録料が15,000円ですか。更新料が7,000円。そういうようなところの免除とかですね、あるいは適正単価でやっていただくとか、そういう形で地元そういう緊急対応できる、地元にかかわらず、そういう工事店の確保というのが緊急を要することではなかろうかと思えます。以上意見しときますが、それとまた別にですね、水道法規制について、町民の方から、コンセッション方式とか、いろんな不審点、疑問な点を質問をいただいております。ちょっと2、3質問をしてみますので、答えていただければと思います。改正法、法改正の目的はなんなのかということが出ております。それと法改正で水道が民営化されるのだろうか。そして、コンセッション方式については、世界中で失敗し、再公営化されているのではないかと心配をされております。それとコンセッション方式を導入した場合、水道の安全性、料金の高騰、災害が起こった時の対応に問題はないのか、などの質問が私の耳に入っておりますが、お答えできる範囲で結構ですので、答弁をお願いします。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

いくつかご質問をいただきました。あのまあコンセッション方式、民営化のことではないかと思えます。あの特に今の統合の、県が示されている統合の関係で、直ちにこれが民営化に結び付く、ことにはなっていないと認識しております。まずは、企業団を作ることではあります。その企業団もおそらくは入っていく各首長さんが委員になって、その委員の協議の下でその企業団が経営をされるという認識をしておりますので、そういった意味で今回の企業団の、企業団を作るこ



とそのものがすぐ、民営化に結び付くとは思っておりません。将来的に例えば、それが企業団からさらに一つの企業として、法人としてまとまっていく、さらに言うところ統合に関して言いますと、統合はするけれども経営についてはですね、各市区町村別に勘定を別にして経営管理をされるということも聞いておりますので、将来的にその勘定を一緒にして、料金を一緒にしていく、その先にはまあ、もしかしたら民営化ということも一つの選択なのかもしれませんが、それはさらに随分先のことではないかというふうに認識をしております。以上でございます。

○富永豊議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

細かい部分をいくらか説明させていただきます。まずは法改正の目的は何かということなんですけど、こちらは水道事業につきまして、全国的に老朽化施設の更新や耐震化が遅れ、漏水事故の断水リスクが高まっていることに伴いまして、人口減少社会をおさえて、経営状況が悪化しております。小規模で脆弱な水道事業では水道サービスが継続できない恐れが生じているなど、水道事業は深刻な課題に直面しているところです。今回の法改正は、水道の基盤強化、将来に渡って安全な水を安定的に供給するための法改正となっております。この中で1番目が広域連携の推進、2番目といたしまして適切な施設の管理の推進、3番目多様な官民連携の推進となっております。あと民営化されるのかは、今町長からありましたので、省かせていただきます。あと、世界中で民営化して、再公営化しているのではないかというのがありましたが、民間委託が進んでいるフランスやアメリカでは、やっぱりあるんですけど、近年その9割以上が更新、そのまま、一回契約しても続けて更新されている状況なので、全てが全て公営、再公営化にはなっていないようでございます。続きまして、水の安全性、料金の高騰、災害時の問題などですが、まず安全面でございます。コンセッション方式では自治体が、実施方針と民間事業者との契約である実施契約を交わしまして、業務内容や管理、運営レベルを明確に定めます。その内容を確認した上で、許可する仕組みとなっておりますので、安全性は十分確認したうえで、進められる制度と認識しております。続きまして料金ですが、条例で料金の上限をあらかじめ決定するもので、民間事業者はその範囲内でしか料金を設定できないこととなっております。続きまして災害時でございますが、もし民営化した際でも、地方自治体が水道事業の最終的な責任を負った上で実施いたします。復旧事業に対する国庫補助も財源もこれまで同様取り扱われることになっております。以上です。

○富永豊議長

津田議員。

○津田宏議員

ありがとうございます。町長ちょっと民営化の誤解をされておるんじゃないかと思うんですが、これ民営化じゃないということです。あくまでも経営の主体は、地方自治体が責任を持ってやると。コンセッションというのは、部署、部署に分けて、メーター交換とか指針とか、そういうのを外部委託するという意味と捉えておるようでございます。それでですね、その中で我が町では、本当にメリットがあるところだけ食いついていくと、いう方向を町長言われて、まさにその通りだと思えます。まああの県の企業団の状況も令和5年でしたか、始まるというスケジュールですが、今年いっぱいには結論をみたいな話も先日県庁のほうでお聞きしました。情報を密にしてですね、対応していただきたいと思います。じゃ次に公共下水道の使用料金について、ただしております。国の定めた、下水道事業の経営原則においては、雨水は公費・汚水は私費が原則とされ、雨水は自然現象に起因し、排除による公益性が広く及ぶことから公費による負担、汚水は受益者が明らかなことから使用料により負担、ただし、公共水域の水質保全などの効果が高い経費については、公的な便益も認められることから公費により負担となっております。我が町で出た汚水を綺麗にして、本流に流すということは、市内の水を綺麗にするということで、一般会計から負担してもよろしいということだろうと思いますが、所要の財源措置が講じられておまして、使用料対象経費は汚水による維持管理費及び資本費から、公費負担分を除いた額となっております。また、下水道第20条第2項によって、使用料金の決定は次の原則のよって定めなければならないとあります。1、下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。2、能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること。3、定率又は定額、率が一緒。同じ定額、基本料ですな、をもって明確に定められていること。4、特定の使用者だけにですね、不当な差別的取扱をするもの

でないこと。となっており、安芸太田町の場合、特定環境保全公共下水道条例の第 16 条で、町長は、使用者から次の表に定める基本料金と超過料金を算定した合計額を徴収するとあり、基本料金（10 m<sup>3</sup>まで）1,848 円、超過料金（1 m<sup>3</sup>当たり）207 円（75 歳以上の世帯は基本料金（10 m<sup>3</sup>まで）1,760 円、超過料金（1 m<sup>3</sup>当たり）が 198 円安くなっております。16 条の 3 において、前項の規定にかかわらず、町長は、特に必要と認める事業所、特別事業所ということですが、それから徴収する使用料については、同施行規則で特別事業所として牛小屋高原公園施設、年額 6,373,000 円、恐羅漢スキー場、年額 12,747,000 円、寿光園、月額 276,000 円。集会所及び消防屯所、基本料金のみ、神社及び公衆便所、基本料金のみとなっております。高齢者施設、集会所、消防屯所、神社及び公衆便所については公的な便益も認められ減額は分かりますが、公園施設、スキー場の使用料の算定根拠については、処理場ができた当時の入込客 17 万人の使用料がそのまま設定されておりまして、現在、入込客は年間 5 万人前後と下がっており、受益者負担の原則、また、下水道法第 20 条 2 項 4 特定の使用者に対し、不当な差別的取扱をしない、原則、などから、現在の徴収している使用料は合理性にかけると思われます。ちなみに、他の市町では、使用者が簡易水道以外の水を使用した場合、事業所の使用人員は、「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人口算定基準（JISA3302 の 1988）」により算定された人員で計算され、1 人当たり、1 日 250 リットルであり、年間恐羅漢スキー場と公営施設を合わせて 260 万円程度であります。当時と経済状況等が変動した今、使用料金の改定が必要だと思われませんが、町長の見解をお伺いします。

○富永豊議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

まず建設課のほうから、特別事業所全て、全てじゃないですけど、その算定基準について概要を説明させていただきます。下水道使用料算定徴収根拠といたしまして、下水道施設は地方自治法に規定される公の施設にあたり、使用料を徴収することができるとなっています。地方財政法により特別会計を設け独立採算の原則を適用し、下水道法による使用料を定めております。地方自治法により条例規則で定め使用者、特別事業所を含むですが、これらの方から徴収をして運営をしているところです。特別事業所の使用料につきまして、条例にある特別事業所には、町水道以外を使用する場合で使用人数が把握できない集会所、公衆トイレ、非住居の寺、神社などでございます、これらが対象になっているところです。その中で、牛小屋高原のキャンプ場とスキー場に関してですが、こちらも特別事業所となっております。旧戸河内町におきまして、横川処理区、スキー場が 2 件、牛小屋高原施設のキャンプ場合計 3 事業所での事業排水が 9 割を超えることから、企業が主と考え、使用料の設定は一般料金とは異なる特殊な算定をしており、合併後もその考えを引き継いでいるところです。牛小屋高原施設とスキー場の料金につきまして、使用料の算定は、起債の元利償還金のうち交付税算定分を除いたものと維持管理費を足したのから地元の定住されている方の一般家庭の使用料を差し引いたものを 3 事業所で均等に負担いただく算定となっております。3 施設を同一料金としているのは町水道施設がなく、どの施設からどれだけの汚水が排出されたか特定できないため、等分の負担とするのが適当であると判断され、当時の事業者と町において算定した料金で現在に至っています。金額については先ほど議員さんから述べていただいた金額と現在となっております。適正料金についてですが、現行の使用料徴収につきまして、横川処理区の特殊性であります事業所に偏った施設を建設する当初から、スキー場・県・町の当時は了解事項として、施設規模に照らし必要経費を定め、独立採算性の目的といたしまして一応定額徴収と、定額で徴収ということとなっております。スキー場の使用料については、平成 22 年から 24 年におきまして減額、さらに平成 25 年以降、料金改定を実施いたしましてそれ以降は消費税の変更によるものとなっております。今後の料金につきましては、この後町長のほうからあると思います。よろしくお願ひします。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。公共下水道の使用料金の算定基準、それからまあ特にあの横川地区の状況については今、ご説明をさせたとおり、させていただいたとおりでございます。これの経緯について、もう私のほうから申し述べることはありませんが、あらためて当時の状況と今の現状に大きな違いがあると

いうご指摘も全くそのとおりだという思いがあります。あらためて受益者負担、特にあの使った分だけ使用いただくということもまた一つの考え方だとは思いますが、現在その意味では、実は下水道の使用料金、これはあの横川地区に限らず町全体の使用料金についてですね、あらためて今見直しをする前提で、安芸太田町汚水処理施設整備再編プラン策定業務というものを今、今年度進めているところをごさいます、その結果を受けて来年度以降、実は料金改定考えておりますが、今の横川地区の問題についてもですね、その中で合わせて議論させていただきたいと思っております。以上でございます。

○富永豊議長

津田議員。

○津田宏議員

ぜひとも、その時代時代にあった算定をしていただきたいと思います。できればですね、各処理場ごとのバランスシート、元々が旧戸河内の時に恐羅漢が負担金を何千万でしたか払って、あの施設を作って、その単独会計であったはずなんですよ。それが合併後、公共下水という形で特別環境のほうで会計を一緒にしちゃったと。それにその中で条例をこしらえたということでもあります。公平性からいうたらですね、合併したときにその特別な料金制度というのはですね、見直すべきだったんじゃないかと考えております。ちょっとこれ、計算が嘘かどうか知りませんが、ちょっと水道課のほうから今までもらった資料の中で調べてみるとですね、下水が農集、特環合わせて使用料収入が975万8千円。これ去年ですか。で、経費のほうが2.1倍にあたる2億473万円。半分ぐらいは公益性があれば納得できるんですけども、今の状態が続くとですね、それからあと償還金、返済金ですね、2億1796万8千円。この状態が続いていくと、ほんとパンクしてしまう。水道会計も一緒のようなことだと思うんですが、そこらをなんか新しいアイデアをもってですね、対処していくべきだと思いますんで、今後の検討をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○富永豊議長

以上で津田議員の一般質問を終わります。通告による一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

○河野茂事務局長

ご起立願います。一同互礼。

散会 午後3時24分